

いう報告を聴取いたしましたけれども、具体的な配管の管理につきましては事業者の自主保安にゆだねていたということが、国として反省すべき点であるというふうに指摘をされております。

国といたしましては、この指摘を受けまして、配管の肉厚管理を各事業者にゆだねていたということを変えまして、統一的な指針に基づく管理を徹底することとしております。具体的には、昨年の十二月に省令を改正いたしました。また、ことしの二月には通達を発出いたしまして、事業者による点検に当たつての国の要求事項というものを明確にしたところでございます。

また、最終報告書におきましては、さらに根本的な原因が、事業者の不適切な保守管理、品質保証活動にあつたとされておりますので、この点につきましても、事業者による配管の肉厚管理が国の要求事項を満たしているかどうかということを厳格な保安検査等により確認してまいる、こういう考え方でございます。

また、最終報告書におきましては、さらに根本的な原因が、事業者の不適切な保守管理、品質保証活動にあつたとされておりますので、この点に信頼の回復というものを図つてしまいりたいと考えております。

○塩川委員 事業者の自主保安にゆだねてきたといふところが問題だという点ですけれども、私は、そういう点でも、國のこの間の原子力保安行政におけるあり方の問題も問われているのではないかと思うわけです。

この前の美浜事故の集中審議のときにも、平成七年がターニングポイントじゃないのかという話をしましたけれども、関電の不適切な配管の減肉管理が常態化したのも平成七年ごろだったと。また、三菱重工業から日本アームへの業務の移管が行われて、あれは結果としてはコスト削減になっていたわけですから、そういう点での事故の背景になった問題も平成七年であります。また、三菱重工業内に定検の短縮のためのプロジェクトチームをわざわざつくる、電力業界のニーズにこたえる

ためという形で行われたのも平成七年であります。それもこれも、平成七年という年に電気事業法が改正をされ、電力自由化の方向に大きく進む、自己責任を明確化した保安規制体系の確立ということが言われていたわけであります。こういった中で、関電において経営効率化計画がつくられ設備保全の効率化などが行われている、その背景があつて、結果としてこういう事故につながっているんじゃないかなというふうに思うわけです。

この点に本当にメスを入れる、特にコスト優先の問題についてメスを入れるということをきちんと国としても迫つていく必要があるんじやないか。そういう点でも、事業者に強く、事業者の反対を押し切つてもやれるようなそういう姿勢と構えが求められているんだと思うんですけども、この点、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 おはようございます。

塩川委員の御指摘のとおり、平成七年に今御指摘のようなことがあつた。振り返つてみますと、電力自由化の例のように規制緩和という一つの大いな流れがあつて、そういう中で、サリーのときにはアメリカが、国がきちっとした対応をしたにもかかわらず、日本は、民間でそういう二次系の点をチェックし切れないなかつた國の姿勢、対応の問題というものが今問われているということを申し上げたいのが一つと、もう一つ、アメリカ、NRCを教訓の対象とするのであれば、私、事業者に対しても強い姿勢で臨むことができる。というの点検をきっちりとしろということを民間に指示をした、一義的には民間の責任でやれといふふうにしたという対応があつたわけであります。

それから、企業ですから、コスト意識というものが当然あると思います。それも事実。コスト意識をなくせということは、ある意味では、これは逆の意味で言えないことだと思います。この前の美浜事故のときにも、平成七年がターニングポイントじゃないのかという話をしてしまったけれども、関電の不適切な配管の減肉管理が常態化したのも平成七年ごろだったと。また、三菱重工業から日本アームへの業務の移管が行われて、あれは結果としてはコスト削減になっていたわけですから、そういう点での事故の背景になった問題も平成七年であります。また、三菱重工業内に定検の短縮のためのプロジェクトチームを考えると、きつとすべき事業者が、あるいは事業者間がしていかつたということになり

ますと、最終的に原子力行政、原子力安全行政の責任を負う経済産業省あるいは原子力安全・保安院が反省すべき点が多々あるということで、今院長の方から申し上げましたように、関電を中心とした、きちっとした対応に今変更をし、また、関電については、特別検査というものをしばらくの間続けて、厳正な監視をしていかなければいけないということです。

こういうことは、今後、事業者との間でないとは思いますが、それでも、しかし、國として、より今まで以上に、國としてのやるべきこと、責任を負うべきことをきっちりと対応していかなければならぬということです。最終報告書をいたいたしたことによつて、事業者もそうありますけれども、國としても改めて原子力安全行政について見直しをし、その行政がスタートをしたという認識を持つております。

○塩川委員 やはり、この間の経緯の中で、自主保安で事業者に丸投げをしてきたという姿勢がやはり大もとから問われているんだと思います。そこに、コスト削減が行われた中での事業者の問題点をチェックし切れないなかつた國の姿勢、対応の問題というものが今問われているということを申し上げたいのが一つと、もう一つ、アメリカ、NRCを教訓の対象とするのであれば、私、事業者に対する上での前提となるべき核燃料サイクル路線について少し質問したいと思っております。

原子力委員会が昨年十一月の十二日に、原子力長期計画の改定作業の取りまとめを行つ中で、核燃料サイクル路線の継続を確認しました。一部委員の反対とか保留もあつたよう、その継続的是非が議論になつたにもかかわらず、短期間の審議で継続の方向が打ち出されたわけであります。

しかし、それらすべての前提に立つのは、やはりNRCというのが独立した安全規制機関だ、ここにある、ここにこそやはり教訓を導き出すべきではないか。そういう点では、日本にはそれがいいわけであります。経済産業省や工エネ省のものに置かれている保安院で行なわれている関連で、アーティカに学ぶべきは、独立した安全規制機関をつくるべきではないのか、これは地元でも共通する強い要求でもあるわけで、本当に報告書で明らかにすべきは、独立した安全規制機関をつくること、そこにあるべきじやないかなと

最終的なチェック機関は原子力安全委員会でございますから、我々、保安院あるいは経済産業省として安全行政を行い、そしてまた、そのことは安全委員会に御報告をするわけであります。また、この報告書を安全委員会の方に御報告をして、この報告書を安全委員会の方に存在をし、機能しておきたいと思います。

我々の行政としての、原子力行政と原子力安全行政というものを、私どもが所管しております安全行政、それとまた、独立した形での第三者機関として、きちっとした対応に今変更をし、また、この報告書を安全委員会というものが現に存在をし、機能しておきたいと思いますから、私は、そういう体制で最終的に担保されているというふうに考えております。

○塩川委員 いや、やはりアメリカでの、体制も権限も持つて独立した安全規制機関というのが求められているんだ。この点をやはり改めて強く求めたいわけありますから、私は、そういう体制で最終的に担保されているというふうに考えております。

それでは、法案にかかわって、この法案を議論する上で前提となるべき核燃料サイクル路線について少し質問したいと思っております。

原子力委員会が昨年十一月の十二日に、原子力长期計画の改定作業の取りまとめを行つ中で、核燃料サイクル路線の継続を確認しました。一部委員の反対とか保留もあつたよう、その継続的是非が議論になつたにもかかわらず、短期間の審議で継続の方向が打ち出されたわけであります。

しかし、それらすべての前提に立つのは、やはりNRCというのが独立した安全規制機関で、ここにある、ここにこそやはり教訓を導き出すべきではないか。そういう点では、日本にはそれがいいわけであります。経済産業省や工エネ省のものに置かれている保安院で行なわれている関連で、アーティカに学ぶべきは、独立した安全規制機関をつくるべきではないのか、これは地元でも共通する強い要求でもあるわけで、本当に報告書で明らかにすべきは、独立した安全規制機関をつくること、そこにあるべきじやないかなと

お答え申し上げます。

使用済みMOX燃料については、現在、日本原燃株式会社が建設中の六ヶ所再処理工場において再処理する計画ではなく、六ヶ所再処理工場に統く

○中川国務大臣 中間報告 それから最終報告とともに、安全についての国の最終的な、第三者かつ

再処理工場、いわゆる第二再処理工場で再処理されることが想定されてございます。

しかしながら、その第二再処理工場については、現行の原子力長期計画において、二〇一〇年ごろから検討を開始されることが適当であるとされており、現時点では、その再処理能力や利用技術を含む建設計画が明らかでなく、その再処理費用を合理的に見積ることは困難でございます。

したがいまして、今回、この法律の前段階として、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において費用の見積もりを行つたわけでございますけれども、バックエンド費用の見積もり十八・八兆円には使用済みMOX燃料の再処理費用は含まれてございません。

○塩川委員 含まれていないということであります。

もう一つ、四十年間というスパンで計算していますから、この四十年間に発生する使用済み燃料のうち、処理をする三・二万トンはいいわけですけれども、中間貯蔵に回される三・四万トンの使

用済み燃料の貯蔵後の処理コストというのを含まっているんでしようか。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。

中間貯蔵施設等に当面貯蔵されます使用済み燃料については、六ヶ所再処理工場ではなく、第二再処理工場で再処理をされることが想定されてございます。したがいまして、今と同様に、バックエンドの費用の見積もり十八・八兆円には、当面貯蔵される使用済み燃料の再処理費用は含まれてございません。

○塩川委員 含まれていないということあります。

そういう点では、第二再処理工場が想定をされているから、そちらに費用をツケ回しするという点では、当然のことながら、使用済み燃料は膨大に出るわけありますし、MOX燃料を燃やせば、その使用済み燃料の処理の問題も出てくるといふ点では、費用にしてみれば、本当にその全体の一部にしか含まれていないというのが今回の金

額だということになります。

それと、六ヶ所再処理工場の使用済み燃料の年間処理量が八百トンとされておりますけれども、この八百トンとされる根拠についてお聞かせください。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。

日本原燃によれば、六ヶ所再処理工場は、主要工場の技術導入先でございますフランス・コジエマ社のUP3プラントの経験を効率よく取り入れるために、工場規模を同じとしてございます。したがいまして、その処理容量もUP3プラントと同じである方が望ましいことから、年間八百トンと設定したということです。

○塩川委員 その場合、工場の設備利用率、稼働率でどうか、これは何%と想定して計算している数字ということでおろしいですか。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。

一日当たりの処理量を最大四・八トンに対しても、先ほど申し上げましたように、六ヶ所再処理工場の主要な工程は、フランスのコジエマ社の再処理工場UP3の技術を導入していますが、UP3

は、定格運転を開始して以降、一〇〇%に近い運転実績を有していると聞いてございます。さらにも入手、分析し、六ヶ所再処理工場の運転性や保守性の向上に係る反映を行つていているということでございまして、私どもとしては、こうした事業者の取り組みにより、六ヶ所再処理工場が順調に稼働していくことを期待しているところでございます。

○塩川委員 含まれていないことがあります。

そういう点では、第三再処理工場が想定をされているから、そちらに費用をツケ回しするという点では、当然のことながら、使用済み燃料は膨大に出るわけありますし、MOX燃料を燃やせば、その使用済み燃料の処理の問題も出てくるといふ点では、費用にしてみれば、本当にその全体の一部にしか含まれていないというのが今回の金

じるわけあります。稼働率が5%下がれば五百億円の負担増という試算があるそうですから、そういう点でもコストにはね返つてくる。そういう意味でも、この十八・八兆円の根拠というのは大変危ういものではないかなというふうに率直に思ふわけです。

特に、費用想定がいろいろな面で過小評価になっているというのは大型公共事業にはつきもので、そういう点では、ダムの問題もしかり、そうであります。民間が進めるといつても、こういう国策推進の流れの中での再処理工場の費用が大きくなるのものが普通であるわけで、六ヶ所再処理工場そのものも、七千億円とした予算というのが今二兆二千億円ですから、三倍以上に膨らんでいるわけで、そういう点でも、これはどれだけ膨らむかわからないという声が上がるというのは、当然のことだと思うわけです。

このように、十八・八兆円の再処理コストに幾つもの問題点があるわけで、核燃料サイクル路線推進の議論の前提が崩れているんじゃないのか。これで推進というのでは、国民の理解を得られないというふうに思うわけです。

もう一つ重大な問題が、プルトニウムの問題です。余剰プルトニウムといいますか、需給バランスの問題ですけれども、そこでも何点かお聞きしたいんですが、これまで海外の再処理事業者に委託をした使用済み核燃料が七千百トンぐらいあると思いますが、そこから回収されるプルトニウム量というのは何トンとされているんでしょう。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。

電気事業者によれば、海外に再処理を委託した約七千百トンの使用済み燃料から、約三十二トンの核分裂性プルトニウムが回収される見込みであるということです。

○安達政府参考人 約五トン弱のプルトニウムが回収される見込みでございます。

○塩川委員 この再処理工場の稼働が二〇〇七年五月、本格稼働は二〇一〇年の五月以降と聞いております。あわせて、酸化物を燃料に加工するMOX燃料の加工工場の操業開始は二〇一二年の四月とお聞きしております。そういう点では、実際にMOX燃料が日本でできてくるのは二〇一二年以降という話になつてくると思うんですが、供給サイドはそうなる。

一方で、需要、利用の見込みについてなんですが、それでも、電気事業者によるプルトニウムの利用計画というのは、年間何トンぐらいを想定しておられるんでしょうか。

○安達政府参考人 電気事業者は、二〇一〇年度までに十六基から十八基でプルサーマルを実施する計画を持ってございまして、これによって回収されるプルトニウムは約五トンから八トンというふうに聞いてございます。

○塩川委員 二〇一〇年に十六基から十八基とうことで答弁がありましたけれども、二〇一〇年でのこのプルサーマルを始められる、そういう地元との確約というのは実際どうなつてているんでしょうか。

○安達政府参考人 電気事業者は、二〇一〇年度までに十六基から十八基でプルサーマルを実施する計画を持ってございまして、これによって回収されるプルトニウムは約五トンから八トンというふうに聞いてございます。

○塩川委員 二〇一〇年に十六基から十八基とうことで答弁がありましたけれども、二〇一〇年でのこのプルサーマルを始められる、そういう地元との確約というのは実際どうなつてているんでしょうか。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

プルサーマルでございますけれども、これは、平成十五年の十月に閣議決定をされましたエネルギー基本計画に基づきまして、着実に推進していくことをいたしております。

先ほどお答え申し上げましたように、電気事業者は、二〇一〇年度までに合計十六ないし十八基での導入を目指して取り組むということにいたしております。例えれば、昨年五月に九州電力から出されておりました原子炉設置変更許可申請につきましては、本年二月、原子力安全・保安院の一次審査を終了いたしまして、原子力委員会及び原子力安全委員会の二次審査に付されているところでございます。また、四国電力からは、昨年十一

月に、地元の事前了解を得まして、原子炉等規制法に基づきます原子炉設置変更許可申請が提出をされております。

電力業界全体として、こうしたことを初めといたしまして、ブルサーマル計画の実現に向けまして努力をされているところでございまして、私ども経済産業省といたしましても、電力業界と協力をいたしながら、このブルサーマル計画が実現されますように、御地元の理解を得るための説明会等につきまして全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○塩川委員 その二つぐらいしかないということですね。当初、早いスタートを切ったはずの東電と関電は、そもそも何年にブルサーマルをスタートする予定となっていたんでしょうか。それが今どういう状況になっているんでしょうか。簡単に結構ですから、説明していただけますか。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。それぞれの個別の電力会社が以前どういう計画であつたかということにつきましては、ただいままだちよつと正確な資料を持つております。けれども、東京電力におきましては、御存じのような状況にございますので、現在のところ、電力業界全体としての二〇一〇年というものを目標にいたしまして、地域の信頼回復に取り組んでおられるということでございます。

また、関西電力につきましては、当初、二〇〇八年度までということ、現在この計画は変わつておらないと思いますけれども、これに基づきましてさまざまな御地元への説明等を進めてきたということでございますけれども、美浜の事故等の状況を踏まえまして、御地元等との間では、話し合い、御理解を得るために活動等は現在のところ中断をした状況にはなっておりませんけれども、今後、御地元の信頼回復の状況を見ながら、関西電力としてもさらに努力をしていただけるということになっております。

○塩川委員 関電の二〇〇八年が今地元との関係でちょっと待つたとなつてあるというのは、今回

の美浜事故がきっかけですね。そもそも、関電にしてみても、平成十一年とか平成十二年に始めますよと言つてたわけですよ。それが、そもそも「もんじゅ」の事故などを踏まえて先延ばしになつてきているわけですね。東電も同じようになりますよと言つてたわけですよ。それが、そもそも関係でいえば、事前了解が撤回をされるという格好ですから、今もう見通しそのものがないわけですね。

そうすると、二〇一〇年というのは、もう一九九七年以降ずっと言つておられるわけですね。そういう意味では、何ともあやふやな話ですね。それと、一番ブルサーマルを使うと言われるフルMOXの大間ですけれども、大間そのものについても、当初の建設の予定がずれ込んでいるわけですね。実際に今現在、大間について、いつから動き出すという予定になつていて、何とも言つては、電力事業者と協力をしながら、二〇一〇年度十六ないし十八基におけるブルサーマルの実施ということにつきましては、大変各國で安全に使用されてきた実績がございまして、私どもといたしましては、電力事業者と協力をしながら、二〇一〇年五月の原子力委員会におきましては、平成十五年八月の五日の原子力委員会におきまして、「我が国におけるブルトニウム利用の基本的な考え方について」というものがまとめられております。その中で、「ブルトニウムの利用目的の明確化のための措置」ということで、原子力委員会は、利用目的の妥当性について原子力委員会において確認をしていくということとあわせまして、この中身でござりますけれども、電気事業者がブルトニウム利用計画の公表を行うということ、それから利用計画の変更も、必要に応じて見直しを行うというようなことを決めておりまして、今後、この基本的な考え方方に基づきまして、ブルトニウムの利用計画につきまして明らかにしていくということになります。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。今御指摘の電源開発株式会社の大間の原子力発電所でございますけれども、現在の建設計画では、二〇一一年度の運転開始ということになつております。実際には、MOX燃料を装荷するという計画で調整を進めているというふうに伺っております。

○塩川委員 原心地の住民の方が同意をしないといふ中で、結局炉心の変更をするという大きな計画変更ですから、この先の見通しも本当にどうなるわけですね。それでも、一九九七年の時点でも、少し先の二〇一〇年で十六基から十八基動かして五トンから八トンというのは、そのときにはそれなりに見通しが立たない、それでブルトニウムが余つて仕方がないからブルサーマルという話で、にわか仕込みでやつてあるような計画であるわけですよね。それでも、一九九七年の時点で、少し先の二〇一〇年で十六基から十八基動かして五トンから八トンというのは、そのときにはそれなりに見通しが立たないかも知れないんだけども、もう今二〇〇五年ですよ。二〇一〇年まであと五年しかないんですよ。それなのに、本気でそんなことができるかと考へておられるのか、でそんなことができるかと考へておられるのかといふことなんですよ。私、そこが今問われているんじやないかと思うわけです。

○塩川委員 私、そういう意味でも、あれもこれも、この間でどちらかと云つては原子力白書などについて、かつては原子力白書などについてもそういう数字も出したことがあるわけですよ、これだけの需要が見込めるからこれだけの供給をつくり

められているときに、本当に二〇一〇年に十六基から十八基動いて、五トンから八トンもブルサーマルを使うことができるのか、私、とても、二〇一〇年で見たときに、五トンにも届かないんじゃないかなつて思っているわけですね。東電も同じようになりますよと言つてたわけですよ。それが、そもそも「もんじゅ」の事故などを踏まえて先延ばしになつてますよと言つてたわけですよ。それが、そもそも関係でいえば、事前了解が撤回をされるという格好ですから、今もう見通しそのものがないわけですね。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。私は、見通しはどうなんですか。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。先生御指摘のように、このブルサーマル計画につきましては、以前の計画に比べまして全体としておくれていることは事実でございます。

他方、御存じのとおり、海外等におきましても、MOX燃料を通常の軽水炉で使用をするといふことにつきましては、大変各國で安全に使用されてきましたが、私どもといたしましては、電力事業者と協力をしながら、二〇一〇年度十六ないし十八基におけるブルサーマルの実施ということにつきましては、大変各國で安全に使用されてきましたが、私どもといたしましては、電力事業者と協力をしながら、二〇一〇年五月の原子力委員会において確認をしていくこととあわせまして、この中身でござりますけれども、電気事業者がブルトニウム利用計画の公表を行うということ、それから利用計画の変更も、必要に応じて見直しを行うというようなことを決めておりまして、今後、この基本的な考え方方に基づきまして、ブルトニウムの利用計画につきまして明らかにしていくことになります。

○塩川委員 九七年にブルサーマルの計画ができるのも、「もんじゅ」の事故があつて、高速増殖炉についてもう見通しが立たない、それでブルトニウムが余つて仕方がないからブルサーマルという話で、にわか仕込みでやつてあるような計画であるわけですよね。それでも、一九九七年の時点で、少し先の二〇一〇年で十六基から十八基動かして五トンから八トンというのは、そのときにはそれなりに見通しが立たないかも知れないんだけども、もう今二〇〇五年ですよ。二〇一〇年まであと五年しかないんですよ。それなのに、本気でそんなことができるかと考へておられるのか、でそんなことができるかと考へておられるのかといふことなんですよ。私、そこが今問われているんじやないかと思うわけです。

○塩川委員 私、そういう意味でも、あれもこれも、この間でどちらかと云つては原子力白書などについて、かつては原子力白書などについてもそういう数字も出したことがあるわけですよ、これだけの需要が見込めるからこれだけの供給をつくりますよと。今原子力白書にそんなのがないじゃないですか。そういう需給バランスの見込み、そういうのもなしでこれを進めるということなんですか。いかがですか。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。ブルトニウムの全体のバランスでございますけれども、これにつきましては、平成十五年八月の五日の原子力委員会におきまして、「我が国におけるブルトニウム利用の基本的な考え方について」というものがまとめられております。その中で、「ブルトニウムの利用目的の明確化のための措置」ということで、原子力委員会は、利用目的の妥当性について原子力委員会において確認をしていくこととあわせまして、この中身でござりますけれども、電気事業者がブルトニウム利用計画の公表を行うということ、それから利用計画の変更も、必要に応じて見直しを行うというようなことを決めておりまして、今後、この基本的な考え方方に基づきまして、ブルトニウムの利用計画につきまして明らかにしていくことになります。

う見込みも甚だ怪しいのに、再処理工場を動かすということを決めるということはどういうことなのか。新たなプルトニウムをつくり出して、余りかねないような再処理施設を急いで稼働させる必要がどこにあるんですか。これが聞きたいことなんですよ。いかがですか。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

昨年の原子力委員会におきまして核燃料サイクルの中間取りまとめにおきましては、我が国において再処理を基本方針として堅持をしていくということが確認をされたわけでございますけれども、その際の議論におきましては、使用済み燃料の再処理が進んでまいりませんと、全国の原子力発電所に既に保管をされております使用済み燃料の保管等につきましても制約が生じるというようなことも含めまして、使用済み燃料の処理を進めていく必要があるということが確認をされているわけでございます。

ただいま先生御指摘のような全体のサイクル、

プルサー・マルを含めまして、これからどのように推進をしていくかということが大変重要でございりますので、先ほど申し上げましたとおり、既に九州電力それから四国電力につきましてはプルサー・マルについて一定の前進があるわけでございますので、こういうものを前例としながら、プルサー・マルにつきましては全力を挙げて取り組んでいきたい、こういうことでございます。

○塩川委員 や、何か使用済み燃料の持つてい

き場所がないから動かしましようという話じや、

もう本末転倒みたいな話なんですよ。

ですから、同僚委員の方でも、推進の立場から

でありますけれどもこのロードマップ、きっち

と持つ必要があるんじやないかというのがあるわ

けですよね。それがないというところに対しての

国民の不安や不満、不信というのがあるんじやな

いです。私、その点を大いに今見直すときに來

ているんだ、国民的な議論を行なうべきだとい

ことが問われていると思うんです。

結局、今回の再処理積立金法というのは、まと

声が上がるというふうにならざるを得ないわけですね。高速増殖炉のめどが現時点であるで立たないわけですし、「もんじゅ」の事故の後、余剰プルトニウム対策で急速持ち出された今回のプルサーマルというのが、結局もうつじつまが合わなくなつてある。再処理工場稼働が先にありきのやり方こそ見直すべきだと思うわけです。

そこで、大臣にお尋ねいたしますが、福島県が、核燃料サイクルについては国民的な議論を行なうべきじやないかということをおっしゃっておられます。佐藤栄佐久知事も、核燃料サイクルについては、一たん立ちどまり、国民的議論の俎上に

おられますけれども、これに対して大臣はどのよう

うにお答えをされるんでしょうか。

○中川國務大臣 核燃料サイクル事業というのは、我が国的基本方針であります原子力の平和利用という観点から、一たん使われたウランを再処理してできたプルトニウム、これは海外に約三十

トントン前後あるわけでございますけれども、それとこれから発生していく使用済み燃料から取り出し

たプルトニウムをMOX燃料にしてやつていくこ

とが、資源を有効活用する、平和利用の一層のレベルの高い活用方法であるというふうに考えてお

ります。

この根拠になつてるのは、昨年の中間取りま

とめにおきまして四つの選択肢があつたわけであ

りますけれども、やはり全量再処理という御指摘

に基づいて進めていくわけでございます。

福島県の知事さんからは、「一たん立ちどまつて

私、この点で、核燃料サイクル路線に踏み出す

ということが、再処理工場も稼働させることで、

余剰プルトニウムを持つ可能性というのが高いわ

けですね。そういう点でも、かえつて脅威を呼び込むことになるんじやないのか。再処理路線、

再処理工場を動かすということが、脅威を呼び込

むことにつながりかねない。核物質防護の問題で、もう一度国民的議論をという御指摘があるわけでございますけれども、原子力発電所が非常に多い地域の県民の責任者であります知事さんの御発言は、大変重いものとは受けとめております。

その上で、保安院の中での検討で、防災小委員会の報告では、原子力基本法の基本精神を踏ま

え、核物質防護秘密の対象は最小限の範囲にとどめられますけれども、この核物質防護秘密の種類と範囲はどこまでになるのか、この点をお答えください。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

原子炉等規制法の改正案におきまして、今回、核物質防護対策を強化する観点から、守秘義務につきまして新たな規定を設けることとさせていただけであります。

そこで、御指摘の守秘義務の対象となる秘密の範囲でございますけれども、基本的にIAEAのガイドライン、具体的には、不法に開示されると核物質及び原子力施設の防護を損なうおそれがある情報、こういう定義に基づきまして、限定的に設定することとしたいというふうに考えております。

秘密すべき情報の範囲についてでございますけれども、原子炉等規制法の関係省令で規定することとしたいと思つておりますけれども、具体的には、国が定めます設計基礎脅威、DBT、あるいは防護体制、警備運用の情報、標的となる物質の所在情報等をその対象にすることと考へております。

また、実際に秘密を設定する方法でございますけれども、まず、秘密すべき事項、その項目ごとに守秘義務の対象者の範囲というものを具体的に示した指針を国が策定いたしまして、これを受けて、事業者が具体的な秘密の内容や守秘義務の対象者を盛り込んだ情報管理要領を策定すれば、この要領が具体的に問題がないかどうかといふことにつきまして、国が検査によりその妥当性を確認するというふうにしたいと思つております。

なお、保安院といたしましては、今後新たな第三機関を設置いたしまして、こうした国による一連の秘密保持の枠組みというものがきちっと適切に運用されているかどうかということを監査していくだけ、そういう仕組みを整備したいというふうに考えております。

平成十七年四月二十二日

○塩川委員 省令、国の指針、その上で事業者が情報管理要領を策定ということですけれども、項目はあるんですけれども、実質的には国と事業者に白紙委任という格好になつてきているわけです。秘密の範囲が限定されていないわけでも、何が秘密かもわからないといふことが実際であるわけです。

無限定な守秘義務というのは安全対策の面から問題だ、こういう声も上がっています。公開原則でこそ安全対策の向上にもつながると思います。原子力事業者の中でも、徹底した情報公開を信頼回復の手段としてきたけれども、法改正がその障害となるかもしれないという懸念の声も上がっているわけであります。

そこでお尋ねしますが、国民への説明責任、地元への信頼感醸成の上でも重要な原子力施設の情報公開を抑制するようなことになりはしないか、また、原子力基本法の公開原則を後退させることになりはしないか、この点についてはいかがでしょうか。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、私ども原子力安全規制を実施する立場にとりましても、きちっと情報公開をすることによって、原子力安全規制につきまして十分な御理解をいたぐりたいことが大変大事なことだというふうに認識をしております。

したがいまして、先ほど御説明しましたとおり、今回新たに整備をされます核物質防護に係る守秘義務の対象範囲あるいは守秘義務をかけられる秘密保持義務者の範囲につきましては、運用していくべき、そのためのきちっとした仕組みを法令上に加えまして、第三者機関を設けて監査をするというような形で運用していきたいとふうに考えております。

○塩川委員 第三者機関というのは、保安院のもとに置かれているわけですね。そういう点では、私は、率直に言つて、第三者的な立場というのはどうなのかということが問われるんじやないで

しようか。恣意的な運用がされるんじゃないかなと、いう懸念は払拭されないのであります。そこで、具体的な事例でお聞きしようと思うんです。ですが、去年の夏に、日本原燃の再処理工場の貯蔵プールの視察に行きました。そのときに、貯蔵プールに欠陥があるということだから、その現場を見に行って、その内容について、当然、国会での質疑や、あるいは国民の皆さんに報告をする、そういうことを責務として私出かけたわけです。ありますけれども、そのときに私、原燃から誓約書を書いてくれと言われたんですけど、守秘義務の誓約書。この守秘義務の誓約書には「今回の施設訪問中に知った如何なる情報も、日本原燃の書面による許可なく他の者に開示しない事。」と書いてあるんですよ。

おかしいでしょ。だって、日本原燃が起こした不祥事、欠陥工事、欠陥問題について私が調査に行つた。調査に行つて私がいろいろ知り得たことについて、何で原燃の許可をもらわなくちゃいけないですか。おかしいじゃないですか。事故隠しと言わっても仕方がないんじゃないですか。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

日本原燃におきましては、原子炉等規制法に基

づきます関係省令に基づきまして、核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項につ

きましては、知る必要があると認められる者以外の者に知られないようにすること、こういう情報

管理が義務づけられておりまして、こういう炉規制法に基づきます情報管理の考え方によれば、核物質防護の観点もござりますけれども、それ以外に、例えば、商業機密の問題、あるいは核不拡散の観点から、公開しても支障がないと考えられる施設以外の施設を見学する際には、情報管理の手

法として、今塩川委員御指摘の誓約書を提出す

る、そういう運用を行つてあるというふうに承知をしております。

○塩川委員 私どもとしましては、これは日本原燃が独自に

行つている情報管理の手法であるというふうに承

知しておりますけれども、原子力安全・保安院として誓約書の微取を指導した事実はございません。ただ、いずれにしましても、こうした運用につきましては、御指摘のとおり、情報公開という基本的な考え方に対するものであります。

○塩川委員 いや、情報公開に支障があつたんですね。

私、こんな誓約書はおかしいと。だって、事故隠しに加担するような話になりかねないですから。だって、事故が起こりかねないような事態についてきちんと報告する義務があるわけですよ。だから、こんな誓約書は書けないと書いたら、それでは入れませんという話なんですよ。だから私、欠陥の貯蔵プールを見られなかつたんですよ。こういう形で情報公開を制限しているんじゃないですか。結果としてそうなつているんじゃないですか。いかがですか。

○松永政府参考人 日本原燃による、誓約書を微取する方式でござりますけれども、海外の状況との関連で申し上げますと、フランスのコジエマ社も同様な情報管理の手法を行つております。

日本原燃といいたしましてはこうした方法を採用した

ところなんじやないですか、いかがですか。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御説明しましたように、誓約書につきま

しては、日本原燃が情報管理の手法として独自に採用したものでございます。また、今御指摘をいたしました昨年十二月の報道機関との関係のい

わば一種のトラブルでござりますけれども、これにつきましても、事後的に私ども話を聞いておりますけれども、あたかも検閲を要求したかのよう

な運用は明らかに不適切な行為でございまして、私どもがそうしたことを指導したこともございませんし、むしろ、そうしたことはやめるべきであ

るという形で日本原燃に対しては指導しております。

○塩川委員 私だつて、核物質防護の必要性は当

然認めますよ。その上で、だつて、こういう事故

に対して説明する責任が事業者にあるにもかかわ

らず、知り得たことについては書面で了解をとつ

てくださいと、情報公開を制限するようなことを

押しつけるわけでしょ。その姿勢そのものが今大問題なんじやないですか。だから私は、こういった今の国の目指している方向が情報公開に逆行する、その具体的な事例としてこの問題があるんだということを言つてゐるわけですよ。

東奥日報が去年の十二月十八日に報道しています。

「再処理工場内の撮影「検閲」を原燃が撤回」したという報道もあります。これは、マスコミ各

社が取材を行つたときに、撮影をする場合について、「撮影結果の公開は事前に書面による許可が必要だ」「要求があつた場合、撮影結果を提出する」というふうになつていたのに対し、抗議をしたわけであります。そういう意味では、検閲とも受け取れるようなやり方について、これはお

かしいというので、洪々でしょか、事業者としては譲歩をするという中身でありますけれども、

その記事の中に、原燃がつくつた「撮影許可申請書は、日本原燃が、経産省原子力安全・保安院の指導を受けて作成した。」となつてゐるんです。

○塩川委員 御指摘のとおり、情報公開といふことでは、保安院がやつたという

ことは、日本原燃が情報管理の手法として独自に

採用したものでございます。また、今御指摘をいたしました昨年十二月の報道機関との関係のい

わば一種のトラブルでござりますけれども、これにつきましても、事後的に私ども話を聞いており

ますけれども、あたかも検閲を要求したかのよう

な運用は明らかに不適切な行為でございまして、私どもがそうしたことを指導したこともございませんし、むしろ、そうしたことはやめるべきであ

るという形で日本原燃に対しては指導しております。

○塩川委員 もともと、国から公開について問題

だと言つて、それで、自然のことながら事業者

が対応したわけですよね、去年の六月以降の流れ

です。

〔高木（陽）委員長代理退席、委員長着席〕

でいえは。そういう点では、これは保安院の関与というのではなくて、これは国や事業者の恣意的な運用の具体的な事例としてやはり問題になる、今後そういうことが起こりかねない、そういう懸念というのが大きく増大すると言わざるを得ません。

その上で、法改正と連動した省令改正で、設計基礎脅威を導入するということですけれども、内部従業員も脅威の対象となる、不満を持つ従業員まで想定をしている。このワーキンググループで検討されている保安調査というのはどういうものなのか。

それから、そういう意味では、その中身として、毎日新聞などでも報道していますが、原発職員の素行調査ということが言われているわけですよ。そういう保安調査の内容に、従業員の借金状況や、アルコール・薬物依存性の調査、犯歴情報チェック、こういうことを行おうとしているのか。さらに、人権侵害につながるような思想調査、これは入っているのかどうか。思想調査は行わないということもはつきり約束していただきたいと思いますが、保安院と文科省と、それぞれお答えいただけますか。

○松永政府参考人　お答え申し上げます。
今委員御指摘の内部脅威対策でございますけれども、これは、今この国会にお諮りを申し上げております原子炉等規制法の改正法案とは別の話でございます。各国におきましては、こうした内部脅威対策につきまして、それぞれの国で具体的な対策がとられております。こうしたことも受けまして、我が国におきましても、こうした検討の必要性が指摘をされておりまして、昨年の十二月から原子力防災小委員会のもとにワーキンググループを設けまして検討しているところでございます。

ただ、今御指摘のとおり、こうした問題は、我が国の場合、民間企業活動に対する国の過度な介入になるのではないか、あるいは個人のプライバシーの侵害等の観点から慎重に検討する必要があ

るのではないかというふうに考えておりまして、このワーキンググループあるいは原子力防災小委員会において審議をいただいているところです。

○片山政府参考人　御説明を申し上げます。

内部脅威の問題につきましては、これはさまざまなかたに、対応するということになるのではないかと思いますが、例えば物的防護であるとか出入管理であるとかあるいは人的管理、さまざまなものの組み合わせで対応するということになるのではないかというふうに考えているところでございます。

この人的管理の中の一つの方法として従業員の信頼性の確認ということを考えられるわけですが、これは、あくまでも原子力施設に対する妨害破壊行為や、テロ攻撃の未然防止、こういうものを目的とするものであって、個人の思想とか信条、こういう調査を行うことを目的とするものではないわけですが、基本的に人権の尊重あるいはプライバシーの保護等、こういう観点から極めて慎重な検討を要する課題であるというふうに認識しております。

我々としても、本年一月から、研究炉等安全規制検討会、これは文部科学省の検討会でございますが、このワーキンググループにおきまして、法律あるいはセキュリティーフィールドを含む有識者の意見を聞きつつ、慎重な検討を進めているところでございます。

○塩川委員　核物質防護については、やはり関係者、原子力事業関係者の自覺を基本に対応することが何よりも重要でありますし、そういう国民的

意識を強めていくことがその力につながっていくんだということを申し上げて、質問を終わります。○河上委員長　次に、近藤洋介君。

○近藤(洋)委員　民主党の近藤洋介でございます。本日、原子力関連二法案に関連しまして、私も我が国の原子力政策全般について質問をしていきたいと思っております。

○中川国務大臣　まず、日本は世界の平和を希求するという憲法あるいは国民の総意があるわけですが、そのため、核のみならずでありましたけれども、とりわけ核の脅威というもの、核拡散、あるいはまた使用といったことについては先頭に立つて反対をしていかなければならぬことは、実績としても、また今後もそういう方針は国際的に非常に強く認識をしているところでございます。

この点について非常に強く認識をしているところでございます。とりわけ、日本の我が国の原子力発電の歴史を見ますと、大変難しい国際関係の中で、被爆国として原子力の平和利用を進めてきた、さらには原子力発電、さらにはプルトニウムの平和利用の技術集積も重ねてきた、その国際交渉能力、さらには各関係者の技術者の方々の努力によるところでは、私は世界に誇つていいことだと思っておるわけであります。また、それがゆえに核燃料サイクルを前提に原子力政策を政府は進めてきたわけでありますから、あえて言えば、核兵器の原料ともなるプルトニウムを扱うがゆえに、だからこそ、総合的な安全保障戦略といいますか、位置づけといいますか、工エネルギー戦略を超えた総合安全保障上の戦略というのも明確に日本としては求められてくると思うわけあります。とりわけ、六ヶ所のプラントがこの年末にもアクティブ試験が始まることを控えて、現実化するということになりますと、国家としての覚悟といつものも求められると思うわけあります。

そこで、大臣にちよと大きなテーマを最初に伺いたいと思うのであります。が、被爆国である我が国が原子力発電を進めてきた、そして、非核保有国で公式上では唯一ブルトニウムの利用をきちんと認められている、世界としてちゃんと認められているということの意味、意義合いについてどのようにお考えなのか、総合安全保障上の意味も含めてどのようにお考えか、これは外交もかかわる話でありますけれども、中川大臣は重要な御見識、また取り扱う覚悟を伺いたいと思います。

○近藤(洋)委員　大変大きな責任を持つておるんだけど、その御発言でございました。

原子力、とりわけ核燃料サイクルの進め方にについては、確かにさまざまな立場からさまざまな御意見がある。原子力委員会でも昨年いろいろな議論がされた。

ただ、進め方についてはさまざまな議論はあるけれども、日本が透明なブルトニウム管理をして、平和利用の総合技術をしっかりと持つて、その運用のノウハウもきつちり蓄えて、そして、そのことで世界を牽引していくといいますか、その分野でフロントランナーになるということについては、私はやはりこれは大変大事な、ちょっと大きさかもしれません、国家的な使命でもあるよう気がしているわけあります。

とりわけ、一九八八年ですか、日米原子力協定で三十年間の包括ブルトニウム利用を認められた。三十年間ですから二〇一八年までということなんでしょうか。いろいろまだ制約はあるとは思っています。あるかもしれませんけれども、この期間というのは極めて重要なチャンスですし、これが私は大事な期間になるのではないか、世界をリードすることができるかどうかの大変大事な集中期間ではないかということをあえて申し上げておきたいと思います。

そこで、今度は具体的に法案の内容について伺つていきたいと思うのですが、私は積立法案の方についてお伺いしたいと思っております。

この法案では、六ヶ所再処理工場の費用につきまして、電気事業者がこれまで内部で積み立ててきたものを外部積み立てとする、別法人で管理する、区分経理するという内容、大まかに言えばそういうことでございますが、資金も巨額でもありますし、この枠組みというか思想、考え方自体は私も適正だと思うわけであります。

ただ、重要な、不透明な点といいますか、確認しなければならない点が一点あるので、伺います。

すなわち、対象の議論もあるわけですけれども、対象の議論はちょっとおきまして、この六ヶ所サイクル事業で、不測の事態、天災であるとか、余り考えたくありませんが、地震国でありますから、岩盤は大丈夫だと聞いておりますが、しかし何が起こるかわかりません。もし天災が起きるとか、例えば、これはあつてはなりませんが、

事故で事業が中断をしなければいけないということが仮にあつた場合、さらには、まさに国際的な状況の中で、事故や天災はないけれども工場が操業できないという状況がある場合、さまざまなもので、事故や天災はないけれども工場が操業の事態というのがあるわけです。その場合、当然、工場が操業できなくなるわけですから、ないしは破損するとかいうのがあつた場合は新たな負担がかかるわけでございますね。大きな負担がかかる。

先般、一年間試験期間が延期したことによつて五百億円のさらなる費用がかかったということでしたら、事業者側に伺いましたら、これは内部の合理化で吸収しますという話でございました。しかしながら、大きな負担がどんどん出るケースがあるわけですね。

そういう場合は、法文を見る限り、そういう場合どうなるかということは法案には書いておりません。法案に書いてないということは、これは一つ間違うと運用なののかとなるわけでありまして、これはお金だけのことを一つ考えてみても民間事業に対して大変大きなリスク要因になると思ふのですが、その場合は、当然のことですが、この前提となる仕組みが変わった場合は、これは改めて法律の内容を変える、見直すということです。これは改めて法律の内容を変える、見直すということです。

○小此木副大臣 我が国の基本的考え方であります。この件につきましては、細野豪志議員が先般別の法案の審議で、もう大変内容のある質問をされ、恐らく次のバッターとしても手ぐすね引いて待たれている部分もあるとは思ひますが、この問題、極めて原子力政策の中核のエンジンでございますから、私はまた別の角度から伺つていただきたいと思っておるわけでございます。

資料を添付させていただきました。四枚のA4ます。そのような想定外の事態が発生した場合に是、またその時点では、再処理事業に係る環境を踏まえ、必要があれば、本法案の制度全体について再検討を行うことになりますが、そこには、その際、前提が崩れるというふうになつた場合、あつてはならないことありますけれども、これは考えておかなければいけないと思うわけですが、さまざまなものでございまして、官民の役割分担等も含めて見直すことには、それも否定しないということを確認したいと思っておりますが、その際には、これは法案を見直すわけですから、当然国会での審議が必要になるということです。国会できちんと議論するということでよろしいわけございましょうか。

○小此木副大臣 大臣も私ども何度も何度もお伺いしております。法文を見る限り、そういうことは委員のおつしやるとおりだと思います。大前進でありますので、国会の議論ということが大前進であります。これは国民の理解を得るということです。これは改めて法律の内容を変える、見直すということです。

○近藤(洋)委員 基本的には、ふだんの状況が大きく変化する場合は、私としては、今回の法律は一期工事についての話であります。今後のことについても、やはり官民の役割分担については、同僚議員も重ねて指摘をしてまいりましたが、私はまだまだ不明確な部分があると思つておりますので、やはりきつちり議論をしなければいけないんだろうなと思っておるわけでございます。

続いて、法案のことにも絡んでくるわけでございます。原子力を進める上での基本となつておりますが、原子力を進める上での基本となつておることは、やはりきつちり議論をしなければいけないんだなと思っておるわけでございます。

この件につきましては、細野豪志議員が先般別の法案の審議で、もう大変内容のある質問をされ、恐らく次のバッターとしても手ぐすね引いて待たれている部分もあるとは思ひますが、この問題、極めて原子力政策の中核のエンジンでございますから、私はまた別の角度から伺つていただきたいと思っておるわけでございます。

この電力移出県分というのと長期発展対策分との資料でございますが、こちらの資料一をごらんいただきたいと思います。こちらの資料、資源エネルギー庁に資料要求をいたしまして、相当内部でも検討されて、でき得る限りのところは出していただきました。この点については感謝をしたいと思います。

電源開発特別会計の中の大きな柱である電源立地地域対策交付金というのがございます。これは、一番上の表で、平成十五年度実績で、億円単位で九百十四億円が県や自治体、地方町村に交付されている、大変使い勝手のいい交付金であります。資料を見ましても、道路から公民館といったハードから地域地場産業の振興といったソフト事業まで、ほとんどさまざまな事業に使うことができる、電源立地の地域に対しての協力、また理解促進ということも含めての制度ということであります。

この交付金の存在自体は、私は否定するわけではありません。これは、いろいろさまざまな用途によってこの中身が分かれているわけですが、下の方に区分をしておりますが、これはほとんどが原子力関係でございます。その中に、済みません、ちょっとこれは私のミスで、網かけされてしまうところのうちの下の方の、電力移出県分ですか、どちらと、あとその下の、白抜きでございますが、長期発展対策分、合計で四百億円程度ございます。

この電力移出県分というのと長期発展対策分とのときにはまた別に、建設工事中に前後にお出しするものがこの初期対策分、下から二番目の移出県分と長期発展対策分は、すなわち動いているものに対して出しますということでございました。合わせて四百億円、十五年度実績である。周辺地域対策分というのが電力料金の割引とか、いろいろあるようですが、まずこの二つの、移出県分と発

展対策分についてお伺いしたいと思うわけあります。

そこで、最初にお伺いしたいんですが、下にある表は福島県と全国の原発の利用率の表でござりますが、まずお伺いしたいんですけれども、福島県に対する電力移出県分さらには長期発展対策分の交付金、県及び県内市町村の十五年度の実績は幾らになつてますか。さらに、十六年度、十七年度の見込み額についてお伺いしたいと思いま

す。

○小平政府参考人 お答えを申し上げます。

ただいま先生から御指摘ございましたとおり、電力移出県等交付金それから長期発展対策交付金は、運転段階におけるべき発電電力量を基礎として交付限度額を定めるものでございます。

平成十五年度の福島県それから福島県下の市町村への交付金の実績でございますけれども、電力移出県等交付金で五十二億円、長期発展対策交付金で三十億円というふうになつております。

また、平成十六年度、十七年度につきましてのお尋ねがございましたけれども、私どもとしては、限度額としてはほぼ前年並み、すなわち平成十五年度並みであるというふうに考えておりますけれども、まだ実績が確定をしておりませんので、確定した金額を申し上げられる段階にはないと

いうことでございます。

○近藤(洋)委員 二年前の数字で算出するという説明を受けましたので、実績は確定していないということですが、確認ですが、ほぼ十五年度並みの額が十六年度、十七年度、出される見通しであるということです。

○小平政府参考人 今先生の御指摘のとおりでございまして、いずれも、十六年度、十七年度につきましても、十五年度と余り大きく変わらない金額になつてているのではないかというふうに思つております。

○近藤(洋)委員 そこで、ちょっとこれ、下の表

であるわけですが、まさに十七年度も同じ額だとすると、二年前の数字をベースにすると、

この下の表で、平成十五年度、福島県は二一・二%の利用率であった。福島第一原発の事故があつたということでもございますが、二一%。全国平均も、これは福島の影響で、ぐつと六割に落ちているわけでございます。

普通考えますと、これは、前年度が五八%、七六%なわけですが、二割、八割減っているのだから、当然その分交付金も、運転に対する交付金で

ございますから、電力移出県分というのは、根拠を聞くと、ほかの県に電力を供給している、その貢献度に応じて交付金を出すというのが法の趣旨だと聞いておりますが、発電所が動いてないのに交付金が出るというのは、なぜ満額交付されるのか、非常におかしいというか、ちょっと理解できませんが、その理由を教えていただきたい。

○小平政府参考人 お答えを申し上げます。

今御指摘の二つの交付金でございますけれども、これも先生御指摘のとおり、運転が停止している場合でございましても、それが事故後に必須となる措置に限らず、広く安全性確保のためになされている場合につきましては、平常時と同等に運転が行われていたものとみなして交付金を交付することができる、そういう旨、交付規則に規定をしているところです。

これは、原子力発電所等の運転停止につきましては、立地地域に責任がないにもかかわらず原子力発電所の運転停止に至った場合には、立地地域を不利に扱うべきではないという基本的な考え方に基づくものでございます。

したがいまして、これは、安全性の確保を大前提としたがいまして、これは、安全の確認を機関委任事務でもいるということです。

○小平政府参考人 今先生の御指摘のとおりでございまして、いざれも、十六年度、十七年度につきましても、十五年度と余り大きく変わらない金額になつているのではないかというふうに思つております。

○近藤(洋)委員 まさに事故とか、事業者の責任

で事故が起きたという場合は、それは確かに、県の責任ではないから特例を認めましょうという特例がある。規則があるというのは、それは

ただ、ちょっとここで確認したいんですけど、東京電力の福島第一原発一号機、いまだにとまっていますが、原子力安全・保安院の検査は、昨年の六月、おおよそ終わっていると聞いております。国としては、もう既に安全基準は完全にクリアした、または、検査はもうほとんど必要ないと

いう状況だと聞いておりますが、保安院、確認させてください。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の福島第一原子力発電所一号機でございますけれども、これは格納容器漏えい率検査の不正が行われましたために、経済産業省といたしまして、平成十四年の十一月に一年間の運転停止令処分を行いました。

その後、保安院といたしまして、当該一号機につきまして、格納容器漏えい率検査を含みます、起動前に実施すべき五十項目程度の検査を実施しておりますが、御指摘のとおり昨年の六月末までにこれは終了しております。その結果、検査後の停止期間中に発生した水漏れによる部品交換に伴う再確認、こういうものも多少はござりますけれども、今後、これらの追加的な検査が完了すれば、原子炉の起動につきましては特段の問題はないというふうに認識をしております。

○近藤(洋)委員 福島県は、もう要するに、お墨つきは国としては与えているということでござりますね。

とすると、県はまだ納得していないという話が伝わっておりますけれども、ちょっとこれは基本的なことで恐縮ですけれども、原子力安全・保安院は、福島県に、安全の確認を機関委任事務でもしているんでしょうか。確認したいと思います。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

原子力発電所の運転の前提になります安全確保の一義的な責任は事業者にござりますけれども、國民から負託を受け事業者を規制する責務を負つているのは国でございます。したがいまして、国が一元的に安全規制を行つてあるというふうに理解をしております。

しかし、一方で、自治体につきましては、先ほど中川大臣もお答え申しましたとおり、住民の安全を確保する責任を負つておりますけれども、十七基の原子力発電所をすべて停止するといふような事態になりました。これを順次点検いたしました。再起動するに当たりましては福島県が非常に慎重な対応をしております。私どもといたしましても、私どもの安全規制につきまして十分に御理解をいただけるように、これからも努めてまいりたいというふうに考えております。

○近藤(洋)委員 福島県がそういう形で、思いを持たれる、地域の福島県民の皆さん方も、私も東北人ですし、隣なんです。隣の米沢ですから、それは福島県民の方々の気持ちもわからないではないといふことがありますか、それはあるんですが、しかし、もう一回、ちょっと法の交付金の話に戻るんですけれども、したがつて、国はお墨つきを与えていたいとする、安全ですとお墨つきを与えている。にもかかわらず、とめている、とまつている。となると、やはりこの移出県分なり長期発展対策分というの

は、法の趣旨に解すれば交付金は支払うべきではない。福島県は、もしとめているのであれば返納すべき。返納することになつても、もうもらつたものは離さないということがある。国はこれはやはり交付すべきではないと思うんですが、いかがでしょうか。もう一度です。

○小平政府参考人 お答えを申し上げます。

この交付金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地元の責めに帰すことのできない状況によりまして原子力発電所が運転停止状態にあると、いう場合には、運転がされているものとみな

して交付をできることができるという規則に照らし交付をしているところでございます。これにつきましては、たゞいま保安院長からも御説明申し上げましたように、実際に、安全につきましては、保安院の方で、県との間で協議をしながら国において対応しているところでございますが、それでも、他方で、それぞれの原子力発電の立地あるいは運転につきましては、御地元の理解というのも大変重要なことでございまして、その限りにおきましては、知事あるいは県当局におきまして、運転を始める上で県として安全性について十分検証をしたいという立場をとつておられるわけでございますので、そういう観点から申しますと、交付金の趣旨に照らしまして、先ほど申し上げましたとおり、安全の確保ということをございますので、交付金の趣旨には必ずしも反してないといふうに考えているところでございます。

○近藤(洋)委員 いや、それは、趣旨に反してないという言い方はどうも理解できないですね。

では、角度を変えて伺います。いいですか。法令上、実際に、だから、結論からいくと、これは

法律をきつちり整理すると、地方自治体には原子力発電所を動かす、動かさないという権限はどこにも書かれていません。どこにも書かれていませんね。ところが、実際には拒否権を持つ

いるというのが実態の運営になってしまっているんですね。

これは、工務省の方に言わせると、電力会社と自治体の安全協定の問題もこれあり云々と

いう話をされます。安全協定というのは非公開の

ようであります、その安全協定に、仮に、では、とめる権限ないしはとめることが可能な権限

を地方自治体と事業者が結んでいるとすれば、これは適法ではないんじゃないですか。違法なん

じゃないでしょうか。これを適正と言えるんだろ

うか、仮に。この点をまず確認したい。さらには、もう一点言えば、実態的に自治体が拒否権を持っている今の状況は不正常だと思うんです。

ですが、いかがでしょうか。

○小平政府参考人 お答えを申し上げます。今先生から御指摘ございましたとおり、自治体は地元住民の生命や身体の安全を確保するということが、あくまでも地方自治体と事業者との間、立地にかかわりまして事業者が自治体との間で約束をしたという協定でございます。

これにつきましての整理でございますけれども、原子力委員会の新計画策定会議におきまして

今月まとめられましたエネルギーと原子力発電についての論点整理におきまして、原子力発電は全

国的な視点に立つて行われる国の施策であるといふうにしました上で、国が適切に安全規制を行

うふうにしています。されど、受け入れを

されていないところでございます。

○資源エネルギー庁 資源エネルギー庁といたしましては、こうした

原子力委員会の論点整理に沿つて地方自治体が対

応をしていただけるよう、自治体との信頼関係

の構築に今後とも最大限努力をしていきたいといふうに考えております。

○近藤(洋)委員 ここで国策と言えるんですか。

こういうことだから、国策が危ういといふうな指摘を受けるんだと思うんですね。せめて、少な

くとも交付金は減額すべきです。今の法律のこと

を考えるのであれば、減額すべきである。減額す

る必要はない、趣旨に反しないと強弁するなら

ば、今の状況は不正常ですから、法律を減額する

ように改正すべきです、制度を見直すべきだと思

うんですね。こういうことをきつちりしないといけないと思うんです。

大臣、これは本当に税金のあり方としても大問題ですよ、交付金のあり方としても。動かしてい

ないのにどんどん出ている。ある意味で、これは本当に原子力のことを議論しているの

か。言い方は悪いですけれども、だから、札幌で

指摘がなされたわけでございますけれども、近藤

か。言おうと資料一をごらんいただきますと、一枚

でほおをひっぱたくという表現がされてしまう部分もあると思うんですね。

やはり、責任に応じてお金も出る、出ないんだったらば、やはりそれは地方自治体もリスクを負う、お金はもらえない、そのところをしっかりと自治体も議論しなきやいけないし、國も議論しなきやいけないし、ごまかしちゃいけないと思うんですね。

この問題は、これから、自治体との権限のあり

方の法律をきっちりつくるべきだということ、こ

れは今後も大事になつてくると思います。サイクルの問題、最終処分の問題、中間貯蔵の問題、あ

らゆるところで立地県との話が出てきますよ。そ

して交付金もこれから出てくるでしょう。中間貯

蔵を受け入れないと言つたけれども、受け入れを

前提にしたお金がまたどんどん出てくる

んですか。そういうことも出てきます。

これから原発政策を考える上で、これは何と

しても直すべきだ、見直すべきだと思いますけれ

ども、これはやはり政治家の方のお話を伺いたい

と思うんです。見直すべきだと思いますが、いか

がでしょうか、交付金のあり方。

○中川国務大臣 近藤委員御指摘のとおり、この

交付金は目的を持って、そしてまた財源は国民の

負担ということでございますから、その目的にき

ちつと対応した形でそれぞれ使われるべきだと思

います。

他方、先ほど工務省長官の方からも御答弁ござ

いましたように、立地地域の責任によらない、そ

してまた立地地域のいわゆる首長さんは住民の

安全に対して責任を負つておりますので、そいつ

う観点から地方自治体の役割というものがあつ

ります。

核燃料サイクルにとって中核ともいえる高速増

殖炉について伺いたいと思うんですが、現在、原

子力委員会では新しい長計を策定中と。その中

会議の議事録を読みますと、資源エネルギー庁は

商業炉、高速増殖炉の商業化について、二〇五〇

年から入りますということを、資料も提出されて

おっしゃっています。

そこで、今現在「もんじゅ」があるわけですけれども、これは原型炉であります。これが、いつ実

証炉を建設するのか、そしてどこが運営するの

か。

目を見ますと、これは過去における原子力長計の実証炉の抜粋ですが、一九八七年、昭和六十二年は、実証炉の建設は九〇年代後半に着工と明記しています。平成六年のものについては、下線をしてありますけれども、平成六年の長計では、二〇三〇年ごろまでには実用化が可能となるよう自指しますと、実証炉第一号は、二〇〇〇年代初頭に着工目標に計画と、もう数値目標をこうやって入れて書っています。

ところが、平成十二年になると、下線最後ですが、高速増殖炉の実証炉については、実用化への計画については実用化時期を含め柔軟かつ着実に検討を進めていくと、これは一気にどんどん落ちているんですね。これは普通に素人が見れば、あら、もうこれはやらないのかというのが、素人目の受けとめ方でございます。

もちろん、この間事故があつたのも十分承知を

しておりますが、時間の関係もございますので、この計画、いつ進められるのか、いつまでに実行されるのか、原子力委員会に伺いたいと思いま

す。

○塩沢政府参考人　お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、原子力長期計画におきま

して、F B R の考え方については先生御指摘のよ

うな変遷を経てきておるわけでござりますが、こ

れも先生御指摘のとおり、その時代時代、さまざ

まなことが起きておりまして、原子力長期計画と

いうのは、その進展や策定時の情勢変化を踏まえて、おおむね五年ごとに計画の評価、見直しを行なう、そういうファイードバックをかけながら、計画を遂行していく、見直していく、そういうことを行つておるわけでござります。そういうことで、高速増殖炉の実用化時期の記載についても、研究開発の進展や情勢の変化を踏まえて適宜適切に見直しを行つてきたというふうに我々としては考えております。

先生御質問の、現在原子力委員会でどのような

高速増殖炉技術の実用化に向けた研究開発の計画を考えているのかということをございますが、ま

ず第一に、今核燃料サイクル機構は、「もんじゅ」等の成果を踏まえまして、高速増殖炉サイクル技術として適切な実用化像とそこに至るための研究開発計画を二〇一五年ごろに提示するということを目的として、実用化戦略調査研究というものを実施しております。これを引き続き実施するというのが一つでございます。

国は、この実用化戦略調査研究を踏まえまして、高速増殖炉サイクルの適切な実用化像とそこ

に至るまでの研究開発計画、マイルストーンについての国の検討を二〇一〇年ごろから行うということにしております。

○近藤(洋)委員　非常にまだ先行き不透明感が漂うということだと思います。これではいけないと思うんです。私は、原子力長計の中はどうするのかというのではなく、やはりきつちり位置づける必要がある。二〇〇〇年初頭のこの五十年間、間に何もないんですよ。二〇五〇年からは高速増殖炉商業化だというのが絵図があつて、間に原型炉があつて、この間に何にもない。これで信じるといふのは、やはりなかなか限界があるのでないかと思うわけです。

そこで、そういう悩ましい一方で、一つ大きなプロジェクトが今国内で浮上、ずっと佳境を迎えているんですね。I T E R 、国際熱核融合実験炉でございます。このI T E R でございますが、中

山文部科学大臣とE U の担当大臣が四月に会談をし、ことしのG 8までに政治決着をするということでござります。

I T E R の関係について今御質問があつたわけ

でありますけれども、確かに、四月十二日に中山文部科学大臣とE U の担当でありますボトチユニ

ク欧州委員との間で会談がなされまして、G 8が

行われるときまでに決着をしたいということであります。

委員御指摘のように、I T E R の関係につきましては、人類にとって究極のエネルギーであると

いう核融合の実現に対する国際協力プロジェクトでありまして、今、六極でその関係について話し合を進めているところであります。

六ヶ所村とフランスのカダラッシュ、どちらをサイト地にするかということで話し合いを進めているわけでありますけれども、日本側とE U 側と条件が非常に異なつていて、今日まで条件闘争という形で来たわけであります。日本側いたしましては、ともかく七月に行われますG 8サミットまで条件がほぼ出そろいましたので、六ヶ所村にI T E R を誘致しようということです。一丸となつてその実現に努力をしているところでございます。

核融合における発電はいつごろ行われるのかと

いうことでありますけれども、核融合エネルギーというのは、今お話しいたしましたように基礎的で、一丸となつてその実現に努力をしているところです。

その後、でき上がりましてから、今度はそのI T E R によって核融合が、実験が開始されるわけでありますけれども、おおむね三十年程度で核融合の施設をつくるのに約十年間ぐらいかかります。

その後、でき上がりましてから、今度はそのI T E R のうち八千億円かかる。そこで、八千億円かかるという試算を出しています。一兆三千億円かかるの話ですね、技術的には、そこに一兆三千億円かけるということでございますが、日本とフランスの誘致合戦でホスト国になつた場合、これが文部省の資料によりますと、これまでの財務省との経緯の資料を見ますと、八千億円ホスト国はかかるという試算を出しています。

そのため、そこではお金はあるんだろうかと。七月に決着して、政府一丸と取り組んで、だったら、ではお金はどうこから幾ら出てくるのかなと思うわけでござります。

ぜひお伺いしたいのですが、これはI T E R について、資料三で閣議了解がございます。閣議了解では、総合科学技術会議の中で、原子力予算の範囲内で確保することと書いてありますが、となると、原子力予算是今現在四千七百億円あるんでしょうか。文部科学技術部分の予算を削るといふことなのか、それとも、隣の庭じやございませんが、経済産業省にひとつよろしくということ

で、それこそ電源開発交付金か何かを削るのか、どこからお金を捻出するのか、ぜひその見通しを伺いたいと思います。

○小島副大臣　お答えをしたいと思います。

I T E R の関係について今御質問があつたわけ

でありますけれども、確かに、四月十二日に中山文部科学大臣とE U の担当でありますボトチユニ

ク欧州委員との間で会談がなされまして、G 8が

ありますけれども、確かに、四月十二日に中山文部科学大臣とE U の担当でありますボトチユニ

ク欧州委員との間で会談がなされました。

私は、核融合の実験自体、研究は、これ 자체は

先ほど委員にお答えした三十年後ということでありましたけれども、これは、ITER計画をともかく決定いたしましたら、そのITER計画とあわせて、その後の実用化に向けてのことを並行してやるというような専門家の方がいますので、片方では十年かけてやるんではけれども、片方の部分ではそれと並行して実用化に向けての研究開発をしていくということで、おむね三十年後ぐらいにはということでありまして、これは全体の意見というよりも、日欧の専門家の意見でありますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、今予算の関係がありまして、もし決定したらどうなのかと。また、一兆三千億円かかるんだよということで、その予算の捻出の関係についてのお話があつたわけではありませんけれども、御指摘のように、平成十四年五月三十一日に閣議の了解において、「第二期科学技術基本計画」を踏まえつつ、他の科学技術上の重要政策に影響を及ぼすことのないよう、既存の施策の重点化、効率化を図り、原子力分野の予算の範囲内で確保する」ということにされているところでござります。

文部科学省といたしましては、閣議了解の方針にのつとり、ITER実現のために必要な経費については、文部科学省における原子力関係予算を精査し、重点化、効率化を図りつつ、ITER計画にかかる経費の確保に努めてまいりたいとうございます。

○近藤洋委員 額は八千億円でございます。これは見積もりですから、大体、過去、「むつ」は二十倍、「もんじゅ」も数倍と、倍以上かかるのは当然ですね。当然というか、そうかかるのを想定しなければいけない。どこから文部科学予算が出るのか全く理解できないんですね。核融合の研究はいいと思うんです。ただ、僕は、ITERプロジェクトは大変な、まさにタックスイーターになります。

これはやはり選択と集中だと思うんですね。私は

増殖炉は日本でいうすみ分けでそれぞれの部分をやっていくことが、私はこれは現実的な世界であるし、それが「もんじゅ」というものを持っている我が国の優位性ではないか、原子力予算の範囲の中でやるならですよ。

さらに飛び越えて、ほかにも我が国にとって貴重な技術開発が、ナノテクであるとかさまざまなものにぶち込む、核融合にぶち込む必要があると僕は到底思えないわけでございます。

○近藤洋委員 全く答えになつていないです。ほんと仕切つていいわけですね。私はまじめに聞いているんですよ。

本当に、私も前回六ヶ所村に視察に行きましたけれども、ITER誘致の大看板がありましたよ。これは、地元対策としてそういう夢を振り向かせたいという政治的な意図はいいです。わかります。それは理解できますが、しかし、事は一兆

三千億円であり、日本の科学技術戦略の話でございますから、極めて大事だと思うんですね。最後の資料に、原子力関係の我が国の研究開発費、民部門の研究開発費の表を載せました。電力会社の研究開発費は、もうまさに坂道を転げ落ちるように民間企業のR&Dは減っています。メーカーも十年前の半分です。これまで蓄積してきた技術、外交努力によって獲得してきた原子力の力を、ITERをやることで両方アブハチ取らずになるんじゃないんですかということを申し上げているんです。両方アブハチ取らずになるようなことを、核融合の研究はいいけれども、ああいう戦艦大和にもならないようなものにどこまで本気で政府はまじめにつき込む気があるのか。今の答弁じゃとても本気だとも思えませんし、疑問

が、中川大臣はどのようにお考えでしょうか。

○中川国務大臣 近藤委員から冒頭お話をありますように、日本はエネルギーがないということが大前提にありますけれども、核の平利用の先端電も次の世代の開発もやっておりまし、それから高速増殖炉も大事でありますし、また、新技術として重要な技術であり、積極的に実施すべきところでございます。したがって、ITER計画、「もんじゅ」とともに、関係省庁において予算の範囲内で着実に推進していただきたいというふうに考えておるところでございます。

○近藤洋委員 全く答えになつていないです。ほんと仕切つていいわけですね。私はまじめに聞いているんですよ。

本当に、私も前回六ヶ所村に視察に行きましたけれども、ITER誘致の大看板がありましたよ。これは、地元対策としてそういう夢を振り向かせたいという政治的な意図はいいです。わかります。それは理解できますが、しかし、事は一兆三千億円であり、日本の科学技術戦略の話でございますから、極めて大事だと思うんですね。

○塩沢政府参考人 お答えを申し上げます。

今先生御指摘のとおり、ITER計画につきましては、平成十四年五月三十一日の閣議了解に基づいて、その所要経費については、既存の施策の重點化、効率化を図り、原子力予算の範囲内で確保することを前提に計画を推進することとされています。

○塩沢政府参考人 お答えを申し上げます。

今先生御指摘のとおり、ITER計画につきましては、平成十四年五月三十一日の閣議了解に基づいて、その所要経費については、既存の施策の重點化、効率化を図り、原子力予算の範囲内で確保することを前提に計画を推進することとされています。

○塩沢政府参考人 お答えを申し上げます。

今先生御指摘のとおり、ITER計画につきましては、平成十四年五月三十一日の閣議了解に基づいて、その所要経費については、既存の施策の重點化、効率化を図り、原子力予算の範囲内で確保することを前提に計画を推進することとされています。

事であるから、それそれやつていかなければいけないということで、このITERについても、私は政府の一員として、大分大詰めに来て、この前もシラク大統領と小泉総理との話し合いが行われましたけれども、その中でも、お互いに話し合いで何とかいい方法を見つけましょうというふうにやつておりますので、日本としては、やることによるメリットはあるんですから、ぜひこれを、私は政府の一員、閣議決定された、拘束される立場において、このメリットをぜひとも実現していかたいということで頑張っている一員でございますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

○近藤(洋)委員 大臣、先輩の政治家に対しても

んなことは釈迦に説法だと思うんですが、やはり今原子力政策に一番大事なものは信頼だと思うんですね。一〇〇%、どう考へても安全だというのはだれも証明できないわけです、極論と言えれば、安全を確保しますという政府に対する信頼、行政に対する信頼、政治に対する信頼でありますから、できもしないというようなプロジェクトを本気で進めるということは、これはやはり大事な、僕は決断した方がいいと思うんです。

また、自治体との関係におきましても、前半の交付金の問題ですね。これはやはり英断をもつて決断をして、自治体との交付金のあり方も切り込むべきだと思うわけございます。

民主党も政権準備政党でございますから、原子力政策について覚悟を持って取り組んで、政策を提言し続けることを申し上げ、質問を終わりたいと思います。

○河上委員長 次に、細野豪志君。

○細野委員 原子力関係の、特に電源特会に関する質問に入る前に、東シナ海の問題について二つ、三つだけ先に質問をさせていただきたいというふうに思います。

先日、私も海上保安庁のガルフVという飛行機をお借りして、ちょうど中間線のあたりを見てま

いました。中国側が資源の開発をしている現場も空中から、かなり低空飛行をしまして見てまいりましたでございます。

大臣の、ある意味での歴史的な政策の転換にあります、試掘に向けて日本が一步踏み出したことは、これは何度も申し上げていますが評価をするところでございますが、率直に言って、この試掘のあり方そのものについて我が国の法律が十分にできているのかということについては、非常に私は疑問を持っております。

鉱業法の試掘手続になるんですが、具体的にどういう手続があるのかということを事前に伺いましたところ、審査の許可権者というのは、これは鉱業法によりますと、経済産業局長に許可を受けなければならない。経済産業局長とはだれかといふと、それぞれの地域にいらっしゃるわけです。今回の場合は、九州の経済産業局長に許可を受ける。さらに、鉱業権を与えるというこそこになつてまいりますと、これは都道府県の知事にも相談をかけなければならない。鉱業法というものは領内における採掘を前提としておるものですから、こういう規定になつてているというふうに理解をしておるんですが、果たして、これで国として試掘をするという体制になるのかということをまず一点、お伺いしたい。

加えて言うと、最終的に着手ということになつてまいりますと、政治的にもかなりリスクを伴いますし、私は現場を見てまいりましたが、率直に言つて民間の調査船が行つて試掘ができるような状況ではない。中国の旗を立てた船も相当動いておりましたし、すぐ先では中国側が試掘をしているわけござりますから、そういう環境がないと

いうふうに思つておりますから、それがどうかといふと、実際に穴を掘つて試掘をするかどうかについては、現時点ではまだ、当該企業も、出てくるであろう企業も、あるいはまた経済産業省としても、最終的には経済産業大臣が試掘権を付与するということがあります。

さて、その次に、試掘をするかどうかということが、実際に穴を掘つて試掘をするかどうかについて、現時点ではまだ、当該企業も、出てくるであろう企業も、あるいはまた経済産業省としても、最終的には経済産業大臣が試掘権を付与する

ことになりますから、大臣はどうお考えの方針は決めておりません。

ただ、この試掘の作業というのは、去年から

なつておるか、ますお伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 今、物理探査、つまり船の上からケーブルを流して、それによって電波のやりとりで構造がわかつた。構造の中には、中国側で開発が進んでいる地域と一帯である可能性が極めて高い地域もあります。実は我々が調査したのは、天外天とかだけではなくて、実はかなり広い水域をやつているわけであります。何もそこに当てだけの調査ではなく、あの地域一帯の相当広い、三百五十万ヘクタールでしたか、かなり広い地域を調べたわけであります。その中で有望な

ところについて、既に鉱区設定を申請されている

民間事業者の方々に対して試掘権を与える作業と

いうものに今着手したということでございます。

現時点においては、実際に、私やりたいと言つて手を挙げている企業は今のところは正式にはな

いわけでござりますけれども、しかし、そういう

手を挙げることを前提に経済産業省として準備を

進めているということです。

実際に手を挙げられた企業がいらしたときには、これはま

た、今御指摘のように、自治体との協議とかいろいろな作業がございまして、ちょっと一、二ヶ月

時間がかかるということがござります。

そして、試掘権を付与するかどうかということ

は、御指摘のように経済産業局長の決裁でござ

りますけれども、先ほど確認しましたら、私の名前

で試掘権を付与するということでござります。実

務は経済産業局、この場合には九州経済産業局で

あります。ですが、そこがやることになりますけれども、最終的には経済産業大臣が試掘権を付与する

ということになります。

さて、その次に、試掘をするかどうかというこ

とは、実際に穴を掘つて試掘をするかどうかについ

ては、現時点ではまだ、当該企業も、出てくるで

きるであろう企業も、あるいはまた経済産業省としても、最終的には経済産業大臣が試掘権を付与する

ことになりますから、大臣はどうお考えの方針は決めておりません。

ただ、この試掘の作業というのは、去年から

なつておるか、ますお伺いしたいと思います。

○細野委員 試掘の決定、試掘権を与えるかどうか

かは、経済産業大臣が御自身で決めるんだという

お話がございました。法律には書いていない事

項でありますが、当然その決断は政治的大臣にしていただきたいというふうに思います。

そこで、実際に掘る場合のことを、もうそろそ

ろ、先のことはわかりませんということではなくて、想定をして考えていかなければならない時期

に私は来ていると思うんですね。その観点からこ

の間質問したのが、では、公船でやるべきではな

いかと。今、民間に対して試掘権を与えるかどうか

かという話をされました。公船でやるべきではないかという提起をこの聞いたしました。それに対し、大臣は、今答弁があるんですが、きち

とした試掘のための船を確保すると。きちんとし

た試掘のための船というのは、公船のことを検討されるというふうに私は解釈をしたんですが、私は公船で掘るべきだと思っているんですよ。

一つその前提として、外務省に確認をしておきたいんですが、国連海洋法上、公船とは一体何を意味するのか。海洋法の九十六条を見ると、「国が所有し又は運航する船舶」、これについては、船舶へのそれこそさまざまなお害に対しても、管轄権が相手に行かない、こちらで確保できる、そういう法律構成になつていてるんですね。残念ながら、日本の場合は、国としては試掘ができるような船を持つていません。「所有し又は運航する船舶」というのは、国連海洋法上は、どこから借りてくる、それで国がやるんだというときは該当するんでしょうか。外務省にこれをお伺いしたいと思います。

○石川政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの公船のこととございますけれども、御案内とのおり、国連海洋法条約におきましては、公船という用語そのものは使われておりませんけれども、委員御指摘いただきましたとおりに、「国が所有し又は運航する船舶」で政府の非商業的役務にのみ使用されるものは、「旗国以外のいづれの国の管轄権からも完全に免除される。」と規定されておるわけでございます。おっしゃったところは九十六条でございます。したがって、こうした定義に當てはまる船舶であれば、免除を享受するものと考えられます。

ある船が「国が所有し又は運航する船舶」で政府の非商業的役務にのみ使用されるものに該当するか否かについては、国と該船舶との関係、当該船舶が從事する活動の目的……(細野委員)具体的に聞いているんだから具体的に答えて」と呼ぶのは、済みません。ちょっと前置きが長くなりますが、具体的に申し上げます。活動の目的等を勘案して、個別具体的な事例に即して判断する必要があるものと考えます。

条約解釈上、これまで言われておりますところをまた申し上げさせていただきますと、例えば、

民間の商船や漁船等は、「国が所有し又は云々」というものには該当せず……(細野委員)「そんなこと聞いていないですよ」と呼ぶ済みません。では、それが所有し又は運航する船舶、これについては、は、日本の場合には、国としては試掘をできるよう上の話でございますけれども、この海洋法条約の第九十六条は、基本的には自国船舶の運航を想定しているので、外国船籍の運航の場合には、そのそれをちょっと飛ばさせていただきまして、条約上的话でございますけれども、この海洋法条約において、外國からその船舶が免除を享受することについて、疑義が提起される可能性もあり得ます。しかし、外国の民間会社が所有する船舶であつても、我が国が運航する船舶と条約上解釈する余地は排除されません。別の言い方を申し上げれば、仮に解釈論争が起きたと想定した場合に、これはあくまで仮の話でございますけれども、外國の民間会社の船舶であることをもつて、条約上の根拠を我が方がないと断定されるわけではありません。

○中川國務大臣 訂正をさせていただきます。

さつき、私の名前で出すと言つたのは、ちょっと間違いでございまして、細野委員御指摘のとおり、地方局長名で試掘権の許可を出す。ただし、私の下にいる人間でございますから、当然これは私も重大な関心を持っておりますので、私の判断が入るわけでございますけれども、規定上は細野委員が御指摘のとおりでございました。

今回、約二週間ほど時間がたつておるんですが、私が要求した資料に関しては、安達部長もいらっしゃいますが、皆さんを中心に大変御労苦をいたいんですが、まず、前の委員会の中で私がお願いをした資料、それを今回提示しておりますので、それをご覧いただきたいというふうに思っております。

ここから少し電源特会のことに話を移していくが、私が要求した資料に関しては、安達部長もいらっしゃいますが、皆さんを中心て大変御労苦をいたいと思いますが、皆さんを中心て大変御労苦をいたいてきちっとした形で出していただいたといふことに關しては、心より敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。ただ、その上で、この中身については、私の方からいろいろやり申し上げたいことがございますので、質疑の中で明らかにしていきたい、そう思います。

まず、この膨大な資料なんですが、「原子力なんでも相談室」、一ページ目以下でございますが、これについてまず伺っていきたいというふうに思います。

これはそれぞれ、大体年間五百件ぐらいの電話であるとかメールで相談を受けていて、それに平日は生じ得ますけれども、先ほど申しましたようない、済みません。ちょっと前置きが長くなりますが、具体的に申し上げます。活動の目的等を勘案して、個別具体的な事例に即して判断する必要があるものと考えます。

条約解釈上、これまで言われておりますところをまた申し上げさせていただきますと、例えば、

○細野委員 外務省の方の答弁は随分前置きが長かつたのですが、現実的には、外国の民間企業が持っている船を日本が借りてきて、日の丸を立てて試掘をした場合は公船と認定され得る、そういう解釈をされたわけですよね。そういうことでよろしいですか、再度確認させてください。

○石川政府参考人 これは論争は生じ得ます。論争は生じ得ますけれども、先ほど申しましたように、外國の民間会社の船舶であることをもつて、条約上根拠を我が方が有さないと断定されるわけではない、こういうことでございます。

成十五年度でいえば約一億二千万ですか、予算がついていたという問題です。一体何に使つてあるのかということで、左に予算、そして平成十五年の実績を示したのが、これが右の表になるわけですが、二つこの中で指摘をしなきやならないことがあるというふうに思っています。

一つは、そもそも予算の中に入っている事務室

の質料であるとか借料であるとか、(3)のところに書いています、資料の送付代であるとか出張費用、明旅費、外部研修費、それから運営検討会費、運営検討会をやると書いてあるんですけど、これも行なわれていない。これは平成十五年度だけではなくですね。ですから、今の答弁というのは、いろいろやりとりをした中で初めてきちっと御答弁いたいんですが、きちっとした形で借りてくれれば公船になるということでございますので、大臣ぜひ、御答弁は求めませんが、公船による試掘を検討していただいて、鉱業権の取得という鉱業法の極めて限られた分野の話をするのではなくて、國として何ができるのかというのを外務省と話を検討していただきたい、鉱業権の取得という鉱業法の極めて限られた分野の話をするのではなくて、國として何ができるのかというのを外務省と話を検討していただきたい、そう思います。これは私から見ていたいと思います。これは私から見ていたいと思います。これは私から見ていたいと思います。これは私から見ていたいと思います。

もう一つは、二ページ目のところに出ておるんですが、では何に使っているのかというと、実はデータベースをつくつたり世論調査をしたり違うことに使っていて、合計すると一億二千万になりますという問題。この二点、何でこういうことになっているのか、まず政府参考人にお伺いしたいと思います。

まず最初に、事務室借料等の……(細野委員)個別ことは結構です」と呼ぶ)それぞれ経緯がございまして、実は借料を払っていたときがあつたんですけれども、途中で委託先が変わつたときにそのまま積算に残つたとか、そういうことがあります。それがいつの経緯や当初の想定があつたわけでございますけれども、結果的に、これらの経費について、複数年にわたり予算参考書の積算と実際の執行との間に乖離が生じてございまして、過去の予算執行結果が予算の積算に必ずしも十分ファイードバックされていなかつた面があつたことは事実でございまして、適切ではなかったと考えてございます。

したがつて、今後当省といたしましては、予算見積もり、現実の予算執行、執行結果の次の予算見積もりへのファイードバックといったプロセスが十分に機能するよう、十八年度予算要求までに、直近の決算結果を踏まえ、予算要求上の見積もりを変更する等の見直しを行つてまいりたい

○細野委員 一つ一つ指摘していると切りがないんです。これは予算参考書というのがあるんだけれども、それぞれの項目を見ていると、ほぼこれはもう建前の世界で、中身は違うんですよ。

そのことは、この部分に関しては違うことに予算を使っていますというので、ある程度、ああ、そうなのかなという数字は一応出てきているんですけど、大臣、「なんでも相談室」なんですが、私は原子力の情報公開は大事だと思うし、この事業自体は否定をしませんが、これをよく見ると、五百件のあれに答えるのに人件費が九百九十八・五人かかっていて、おまけにアルバイトの形で、臨時労働費という、六番ですが、三百六十四・五人、単価が二万一千円。これは電力のOBの方を使っているということなんですが、毎日一人、三人張りつけて、一日に来る電話が二本です。電話回線を三本引いて、データベースを置いて、パソコンを二台置いて、これはいかにももつたない。予算消化のためにやっているとしか正直この予算は思えないし、実績も、これもよく見ても、私はそう思います。

大臣、これは改める必要はありませんか。お答えいただきたいと思います。

○中川国務大臣 改めます。

実は、私からちょっと短時間お時間をおいただいて、この電源特会の原子力の広報事業についての見直しというものを、きょう、まず当委員会に御報告をした上で、作業に入させていただきたいと思います。

まず、電源特会の広報予算額の圧縮、それから見積もりと実態との乖離の是正、それから競争原理の全面的導入、外注比率の適正化、それから有識者から成るアドバイザリーチームへの照会手続の整備。それから、電源特会そのものの果たすべき役割、あり方についても、外部有識者の方々から御意見を聞き、きちんとした基本から見直すといふことで、この「なんでも相談室」の人件費なんというのはその象徴だと思いますので、これを前

回、そして今回の細野委員を初めとする当委員会の皆様方の御指摘、基本的にもつともだと思いまして、それを踏まえて抜本的に見直していくました。このことなんですが、これは外部の有識者を見直すので、それを踏まえて予算を出すことを思つております。

○細野委員 まあ、改革をしようという意思はよくわかりました。

ただ、ちょっと私がお話を聞いていてどうかなと思うのは、外部の有識者を呼んできてやります。ということなんですが、これは外部の有識者を見てもらうとかいう以前の問題だと思うんですね。いかに税金を大事に使うか、これを資源エネルギー庁の中でもやらなきゃならないし、会計検査院も財務省もいるのに、一体何をやっておつたんだという問題だと私は思うんですよ。

一つ、私が一番、この出てきた資料を見ていて、やはりどう考えてもおかしいなと思うのは、実はホームページなんですね。その資料をちょっと見ると説明して、それについて財務省の見解もぜひ伺いたいと思います。

この原子力について、八ページ以降になつていて、これも予算と確定額を見ていると、調査が行われていなかつたり、検討会があると言つていてこれがなかつたり、連絡協議会があると書いてあるけれどもなかつたり、そんな話ばかりであります。それを一つ一つもう改めて指摘しませんが、平成十五年度に三億四千万で予算が組まれていて、そして決算額が二億ちょっと。さらには、もう上がっているんですね。三億五千万に上がっているにもかかわらず、実績額が一億三千万。

これは私、率直に資源エネルギー庁に聞きたいのは、随契でやつてているわけですよね。随契で、契約というものはもう平成十六年の夏、ころには行われているわけですね。実際の改修も、十七年に

ておいて、平成十七年度、ことしに関しても、これは二億九千万ですよ。三億で出している。もう絶対かからないにもかかわらず、わり切つてすることに関してこうやって予算を出すことは、私は、これはもう本当に重大な予算執行上の問題だと思いますが、資源エネルギー庁、これはどうなつてているんですか。

ちなみに、先日、予算は立てるんだけれども実績で異なることがありますというような答弁を参考議院の方でもされていますが、これは違いますよね。いかに税金を大事に使うか、これを資源エネルギー庁で毎年出しているところに大体決まつた予算で出しているんだけれども、予算では三億立てているわけだから。その乖離をどう説明するか、お答えいただきたいと思います。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。

このホームページの運営に当たつては、社経生に委託しているわけでございますが、そこから先に入札を行う場合には競争入札なんかを行つて、予算の執行額が、見積額が小さかつたわけでございます。

ただ、そういう……(細野委員)見積額じゃないでしよう」と呼ぶそれで、その執行額が次の年の予算の見積額にフィードバックされていかなかつた点があるというふうに考えてございます。

○細野委員 いや、部長、おかしいですよ。見積もりなんて出させていないでしよう。これはもう投げているんですよ、随契で。実績が反映されていかなかつたじゃなくて、経済産業省とそして社会生産性本部の間のその年の契約をして、もう固定しているわけですね、平成十六年度に関しては。それと同様の作業をするのに三億予算で立てられるというのは、おかしいじゃないですか。

○安達政府参考人 実際は支出したものだけ確定で支出してございますので、予算の額が社経生に流れているということはございません。

○細野委員 一億三千百万で投げていて、一億三千万以上の請求を生産性本部からしてくることはあり得ないです。わずかながら下回ることが

あつても、それが上限ですよ。

部長、いいですか。それよりも、もうそれが確定しているのに、次の年にさらに二倍以上の予算を出すというのは、明らかに、初めから使わない

とわかっているのに予算を立てている、そのものじゃないですか。

○安達政府参考人 お答えいたします。

予算額で契約しているという実態はございません。この確定額で最終的に契約してございます。それがフィードバックされなかつたというのは適切ではなかつたというふうに考えてございます。これはちゃんとフィードバックして、次の年度の予算の見積もりにきちんと反映させるべきものだというふうに考えてございます。

○細野委員 では、時間も大分短くなつてきたので財務省に聞きたいためですが、特会のチエックというのはどうなつてているんですか。この予算書、本当に参考書は財務省として見てているんですか。これは本当に、現場の方に聞きましたら、やつてます、やつてますとおっしゃるんだけれども、省としてはどういうふうに取り組んでいるのか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○杉本政府参考人 先生御指摘の予算参考書の積算とその執行の実態が乖離しているという点でございますが、予算の執行は執行官庁の責任のもので効率的、効果的に執行を行つていただくというのが基本だと考えておりますが、問題とされております事業のように、支出実績がない費目を特段の理由なく積算に含めるということは適当でないと考えております。

予算のチェックにつきましては、財務省におきましては、予算編成過程におきまして、要求官庁から提出される予算要求につきまして、必要に応じてヒアリングを行つて査定作業を行つていただけます。今般の電特の広報事業についても、こうした執行実態が明らかとなり、今後執行官庁において実態を踏まえた要求としていただけ必要があると考えておりますが、私ども財務省におきましても、執行状況にさらに注意を払つて

いきまして、執行と要求が大きく異なつて行くこと必要であれば、予算査定に適切に反映していくことが必要であると考えております。

プラン・ドゥー・チェックという観点を近時予算の方に非常に重要な立場から考えておりまして、そういう観点から予算のチェックも引き続きやつていただきたいと思っておりますが、そうした観点で要求官庁の要求をしっかりと見ていくたいと思つております。

○細野委員 この資料を出してもらうときに、実は二週間時間がかかつたんですね。ただ、これは細目を出してもらつたので時間がかかつたというところは理解をしますが、そもそも、それぞの事業についてどういうふうに使つてあるかというのが照合できる形になつていれば、もっと早く出てきたはずなんですよ。そういうチェックの体制になつていなかつたら、これをつくるのにも物すごく膨大な時間がかかつた。反映されていない何よりの証拠だと私は思つています。

では、財務省に確認をしますが、今までそういうふうに経済産業省はやつてきた、資源エネルギー庁がやつてきて、それに対して財務省はチェックをしてきたと言つていいけれども、これは、今まで適切にチェックをしてきた結果、こういうふうになつていたということなのか、チェックが甘かつたという話なのか、そこをどう考えるんですか。

○杉本政府参考人 予算編成作業におきましては、要求官庁の方から要求書に基づいて説明を受けているところでございますが、今回問題とされている項目については、必ずしも説明の聴取を受けていなかつたというところであると思います。いずれにせよ、予算編成作業、限られた時間で、限られた資源といいますか限られた人材ではございますが、できる限りのことはしなきゃいけないと思つております。そこは要求官庁と適切にタイアップしながら、信頼関係を持ちながらやつていくべきことだと考えております。

○細野委員 今、財務省の方からとエネ庁の方か

ら、大臣の方からもそれぞれ答弁があつたので、ここでちょっと話を大きな話に移していきたいと思うんです。

実は電源特会の予算というのは、私が主にやつているのは立地勘定の方なんですが、全体の予算の中で毎年余剰金が一千億出しているんですね。最近整備資金という新しい資金をつくつて、そこに一千億をつけていますが、それでも、これを除いても予算の執行率というのは大体六割なんですよ。四割余っている実情なんですね。四割余つてあるにもかかわらず、さらにこれだけまだ遣いがつて、今財務省の方もエネ庁の方も節約をしますということになると、さらに余るんですよ、今の構図だと。

これはどうしますか。財務省も余らせちゃいけませんよと言ひながら、一方で節約をしなさいと言つてはいるが、この乖離がますます広くなるわけですよ。

私は、解決策は二つしかないと思っていまし

て、一つは、もうこの特会のあり方そのものを大きく変えて、使う先を大きく転換する。石炭とエネルギーの別の特会もありますが、それも含めて、我が国は何にお金を使つていくのかというのを抜本的に見直す。この中で解決するのは無理だと思います。今のジレンマは解決できません。私は思います。今のジレンマは解決できません。

これが本来の姿ですが、それがすぐにできないのであれば、とりあえずこれだけ余つてあるんだから減税するというのが、私は納税者に対する責任だと思います。大臣がどうお考えになるか、お聞かせいただきたいと思います。

○細野委員 むだな支出があるので、それは節約するんですという話ですよね。

特会の問題点は、入つてくる税収はほぼ一緒にですよ、電力需要が大きく下がるとか上がることはありませんから。入つてくるお金が一緒なんだけれども、節約をすれば必ずお金が余るんですね。それは、大臣がイニシアチブをとつて、これからすぐ予算の策定作業にも入られるんでしょうから、何をつくるかというアイデアがないと、これは全然改革にならないんですよ。では、何に使はれますか、余ったお金を。今余つて、それでこれからさらには余つてくるお金を、では特会のことで何に使うですか。

○中川國務大臣 特会というのは、御承知のとおり、一つの大きな政策目標のために、いわゆる別勘定として立てているわけでありますから、目的そのものが重要でないとか、もう使命は終わつたということであれば、それは話は別でございますけれども、この電源特会は、いろいろ問題点は、先ほどから御指摘のとおり、そしてまた私が指示したように、問題点があつたことも事実でございました。

ますけれども、目的そのもの、その使命というものは、現時点においても、将来に向かつてもまだまだ大きいものがあるというふうに判断をしております。

ただ、もちろん、だからむだ遣いをしていいとすることは毛頭ございませんし、節約に努めるということは、これはもう基本であります。ただ、余つてあるからどういうふうにするかということは、ほかに足りないところもあるから振り分けたらいじやないかとか、そこは法律上の観点もござりますけれども、やはりこの電源特会は、いろいろな意味で、突発的なことも含めて必要な財源でございますので、きちっとした性格、かつ、もちろん乱用は避ける。

先ほど報告をいたしましたが、冒頭に申し上げなければいけませんでしたけれども、いわゆる会計法上の不正はなかつたわけでありますけれども、しかし不適切なものがあつたことは、もう細野委員の御指摘のとおりでございます。そういうことで、これは余つてあるというよりも、必要な財源をこれから特会の目的のために有用に使うようにしていくことが、この特会の使命を果たすことだと思っております。

○細野委員 むだな支出があるので、それは節約するんですという話ですよね。

特会の問題点は、入つてくる税収はほぼ一緒にですよ、電力需要が大きく下がるとか上がることはありませんから。入つてくるお金が一緒なんだけれども、節約をすれば必ずお金が余るんですね。それは、大臣がイニシアチブをとつて、これからすぐ予算の策定作業にも入られるんでしょうから、何をつくるかというアイデアがないと、これは全然改革にならないんですよ。では、何に使はれますか、余ったお金を。今余つて、それでこれからさらには余つてくるお金を、では特会のことで何に使うですか。

○中川國務大臣 まさにいい御指摘でございました。いいアイデア、この特会の目的のためにいいアイデアをどんどん、いいアイデアというか、こ

ういうことが必要だという政策的なニーズというものがあれば、それに大いにこの特会の資金あるいはまた機能を活用していきたいというふうに思っています。また、そういうアイデアを、使うために生み出すのではなくて、政策上必要であるからアイデアが生まれ、そのための、政策遂行のためにこの特会のお金を使うということによって目的達成をするということも十分必要だと考えております。

○細野委員 担当大臣にしては随分のんびりした答弁だと思いますよ。一般会計は火の車であつて、毎年四十兆赤字が出ていると大騒ぎになつて、国として七百兆だ八百兆だと言つていて、抱えていますから、本気でこの改革、また特会で集中審議もやれそうですので、そのときに御答弁をいただきたいというふうに思います。

さきよう、実は一番やりたかったのはもう一つの方なんですが、時間もなくなつてまいりましたので、あと十分ほど時間をかけて、電源特会の使つている先、ではどこにどういうお金が流れているのかということについて少し話を移していきたいというふうに思います。

同じく経済産業省に出していただいた資料、A3のものとA4のもの、二つ持つてきましたが、このA3の方をごらんいただきたいんです。これは電源特会の中の広報関係費、平成十五年でいえば九十五億円ですね。その中で、財團法人なんかで上位のものをずっと並べたのがこの表です。ごめんなさい。A4の方がその金額ですね。社会経済生産性本部がトップに来て、日本立地センターが二番。そこからざつと電源関係の財團が並んでいるわけですが、聞くところによると、上位の五つが大変この分野でよく名前が挙がつてくるといふうに私は聞いてまいりまして、それで、では、どれくらいの人員で何をやつてあるところなのか

を調べる材料としてA3の資料を出していただきました。

それぞれ予算の相当の受け口になっているので、それは後ほどやりたいと思うんですが、特にまず経済産業省にお伺いしたいのが、経済産業省が所管をしている二番目の日本立地センター、そして電源地域振興センター。例えば二番目の立地センターに関する限り、職員が大体、足元でいえば平成十六年で二十七人、役員が二十九人もいるんですね。職員より役員の方が多いんですよ。これは一体どうなっているのか。

ちなみに、公益法人の設立許可及び指導監督基準というものが平成八年に閣議決定されているんですけど、そこにはこういうふうに書いてある。「理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎない」ようにすることと書いてあるんですね。これは明らかに閣議決定違反じゃないですか。

これは担当の役所としてどう考えるのか、お答えいただきたいたと思います。

○薦田政府参考人 お答えいたします。

今御指摘のように、日本立地センター、役員数、総数は二十九名となつておりますけれども、この大半は、実は、この日本立地センターというものはまさに工業立地等をやつてきたものですから

、全国的に展開をするということもございまし

て、各県の知事であるとかあるいはいろいろな業界の幹部の方、こういう方が非常勤の役員として入つておられるということございまして、ここにございますように、実際の常勤の役員等、これについては六名ということになつておるところでございます。

そういうことで、監督基準には合致をしているというふうに考えております。

○細野委員 監督基準には合致をしているといふなんですが、そうすると、もう一つ実はこの閣議決定に反するんですね。

というのは、確かに立地センターの場合は、二十九人役員がいて、常勤が六人、理事でいえば二十四人と五人なんですが、この五人のうち、経済産業省から天下つている人が三人いるんですね。

この閣議決定の同じ項目に、理事のうち、所管する官庁の出身者が占める割合は、理事全体の三分之一以下にすることになっている。これは六割ですか。どうなんですか。

○薦田政府参考人 お答えいたします。

私どもといたしましては、この指導基準というものは、全体の意思決定にかかわる、これに対する一部の者が大きな力を持たないようについて、基準につきましては、全体の理事数、そして、先ほどありますと役員総数二十九名になりますが、そのうちの三分の一を超えないというふうに我々は解しているところでございます。

○細野委員 今は矛盾しているんです。

いいですか。適正な理事の数を確保しなさいと言つたら、非常勤だから数に入れませんと答弁し

たんでしょう。そう言つておいて、では三分の一を超えてるじゃないかと言つたら、全部入れる

んですと言う。それは矛盾しているじゃないですか。

○薦田政府参考人 お答えいたします。

当然、法人としての経営にかかわります意思決定というのは、総数、まさに、理事でありますと二十六名によつてなされるというふうに理解をしておりまして、こういうことから、この中で、先ほど申し上げましたような、三分の一を超えないということが適用されているというふうに理解しております。

ただ、まさに職員の数とのバランスにおいてどうかと言われたときには、やはり実際に常にそこに座つておられる方ということが重要であろうと、先ほど申し上げましたように、常勤は理事数として五名になつてているということをお答え申し上げたところでございます。

○細野委員 全く矛盾しているんですね。一回受けて、並べて名義を貸せばいいんですよ。それで一定の役割を担つていてる方もいるかも知れないけれども、どう考えても、理事として影響力を行使させないためにちゃんと雇つてある、お金を払つていいですね。では、これはこっちに反しているじゃないですか。どうなんですか。

さらに言うと、もう余り時間もないんすけれども、この立地センター、電源地域振興センターの二つというのは、それぞれトップが資源エネルギー庁のOBの方、経済産業省のOBの方が、細かいことは言いませんが、二千万ぐらいの給料をもつて理事長をやつてあるんですね。それだけで、例えば電源地域振興センターであれば、仕事を受けて、それを外注という形で立地センターに流しているようなものもあるんですよ。これは明らかにお手盛りじゃないかというふうに言われてもしようがない。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

電源地域振興センターの収入に占めます補助金の割合につきましてのお尋ねでございますけれども、これは、国からの直接の補助金の比率をこの二つというのは、それぞれトップが資源エネルギー庁のOBの方、経済産業省のOBの方、細かいことは言いませんが、二千万ぐらいの給料をもつて理事長をやつてあるんですね。それでは、例えば電源地域振興センターであれば、仕事を受け、それを外注という形で立地センターに流しているようなものもあるんですよ。これは明確に違います。

○細野委員 それはへ理屈で、電源特会の予算とすることは、国に一回入りますが、國ももちろん支出をしますが、交付金という形で地方に流れます。

全体に、金額は実は限られたように書かれていますが、振興センターのホームページを見まして、收支を見たら、振興センターの收支、固まつているのが十五年ですが、全体の収入額が二百八十四億円、そのうち補助金等の収入が二百七十二億円、そのうち二百九億円は原子力関係の予算だ

というふうに思つていまして、補助金の収入が三と九六%、ほとんどの収入が補助金で成り立つて運営をされている、そういう財團なんですね。私は、これも実は閣議決定に違反をしている

ことがあります。これは割合でいうと九五%や九八%というものは明らかに補助金どっぷりで、これだけでやつてあるということじゃないですか。これはどうなんですか。長官にもう一度御答弁いただきたいと思います。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

今、先生御指摘ございましたように、県等からの委託費によります電源地域振興センターの収入、このセンターにおきましては相当な比率になつてることは事実でございます。

他方、地方公共団体からの委託につきましては、交付金を財源といたしております場合も、あくまでもこれは地方自治体の判断によりましてこのセンターに委託をしているということでござい

いわゆる丸投げというものです。一回受けて、違う団体に投げている。そういう事業が一番多いのも、この電源地域振興センター。

これ、今まできちっと監督をしてきて、閣議決定は守つてきているんですか、経済産業省として。これは担当者に御答弁いただきたいと思います。この閣議決定の趣旨にのつとつて運営をされてるというふうに考えているところでございます。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

電源地域振興センターの収入に占めます補助金の割合につきましてのお尋ねでございますけれども、これは、国からの直接の補助金の比率をこの二つというのは、それぞれトップが資源エネルギー庁のOBの方、経済産業省のOBの方、細かいことは言いませんが、二千万ぐらいの給料をもつて理事長をやつてあるんですね。それでは、例えば電源地域振興センターであれば、仕事受け、それを外注という形で立地センターに流しているようなものもあるんですよ。これは明確に違います。

○細野委員 それはへ理屈で、電源特会の予算とすることは、国に一回入りますが、國ももちろん支出をしますが、交付金という形で地方に流れます。

全体に、金額は実は限られたように書かれていますが、振興センターのホームページを見まして、收支を見たら、振興センターの收支、固まつているのが十五年ですが、全体の収入額が二百八十四億円、そのうち補助金等の収入が二百七十二億円、そのうち二百九億円は原子力関係の予算だ

というふうに思つていまして、補助金の収入が三と九六%、ほとんどの収入が補助金で成り立つて運営をされている、そういう財團なんですね。私は、これも実は閣議決定に違反をしている

ことがあります。これは割合でいうと九五%や九八%というものは明らかに補助金どっぷりで、これだけでやつてあるということじゃないですか。これはどうなんですか。長官にもう一度御答弁いただきたいと思います。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

今、先生御指摘ございましたように、県等からの委託費によります電源地域振興センターの収入、このセンターにおきましては相当な比率になつてることは事実でございます。

他方、地方公共団体からの委託につきましては、交付金を財源といたしております場合も、あくまでもこれは地方自治体の判断によりましてこのセンターに委託をしているということでござい

まして、県によりましては、このセンターに委託せずにほかのところに委託する、あるいはみずから使っているというケースもあるわけでございまして、そういう意味では、国からの直接の補助金と地方自治体からの受託収入というものを全く同等に扱つて補助金の比率が高いというふうに判断するということは、この閣議決定の趣旨、補助金に対する依存度の低減ということに照らします。でも、私どもいたしましては問題はないものというふうに考えております。

○細野委員 細かい議論はここではやめようと思いますが、大臣に最後にお伺いしたいと思います。

これだけむだ遣いがあつて、そして、電源特会は問題だという議論を今しているんですね。これは本当に金額でいえばわざか、広報費全体の中で言えば百億弱ですから、全体の中でいえばもう何十分の一ですよ。この金額についてこれだけあつて、しかも、それぞれの財團を見てみれば、実際に働いている理事の六割とか七割が経済産業省から天下っています。そこで電源特会の予算を受けた、さらに関係の団体に投げたりしている。丸投げをしているケースもある。人件費だけ削つて丸投げをしているケースもある。

大臣、ぜひ御答弁をいただきたいと思います。

○中川国務大臣 今我々が見ている資料は、経済産業省が細野委員の御指摘に基づいてつくった資料でありますけれども、財団法人、法人として、職員数よりも役員数の方が多いというのはちょっと私も考えられない。彼ら常勤、非常勤の区別があるとしても、じゃ、例えば二十九人と二十七人の財団で二十人以上の非常勤の方がいらっしゃるとなれば、何人かの常勤を追加して雇えば非常勤は要らないぐらいの仕事量をこなせるんじやないかとか、いろいろなことを今この資料を見ながら思いました。

そういう意味で、閣議決定云々、違反か違反

話以前に、この財団の組織としての人的構成がちよつと、こういう法人というのはかなり普通ではないような感じがしますので、これも含めて金に対する依存度の低減ということに照らします。でも、私どもいたしましては問題はないものというふうに考えております。

○細野委員 細かい議論はここではやめようと思いますが、大臣に最後にお伺いしたいと思います。

じやないかとか、あるいはまた天下り云々という話以前に、この財団の組織としての人的構成がちよつと、こういう法人というのはかなり普通ではないような感じがしますので、これも含めて金に対する依存度の低減ということに照らします。でも、私どもいたしましては問題はないものというふうに考えております。

○細野委員 経済産業省には改めてお願ひをします。あるんですが、独立行政法人、特殊法人、そしてこういった公益法人に相当の金額が特会から流れています。実はそれについていろいろな問題が背景にあって、それを解決しない限りこの問題の本質は解決できないというふうに私は思つております。財団にもいろいろあるんですよ、民間の人があつて、それをしっかり見ていたります。財団があるんですよ。それをしっかり見ていたり、実は私のところには、こういう質問をしてみると、いろいろなところからいろいろな情報が来ます。経済産業省はリバートをもらつてないと言つたけれども、ある企業が、電源特会を受けている財団からもらつて、それをしっかり見ています。経済産業省はリバートをもらつてないといふことまでしつかり入を入れます。

○河上委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。中山義活君。
○中山(義)委員 お食事も終わりまして皆さん元気が出たところで、質問をいたしたいと思います。

まず、時代に合つた質問からさせていただきますが、昔、エンロンという会社がありまして、日本の自由化にうまく乗じて、日本の電気を生産する側に、または電気をどのようにうまく商売として考えるかということで参入しようとしてきたと。いう話もありますし、最近は、外資がその国のエネルギー、そういうところまでしつかり参入をして何かしようというような動きがあるかもしれません。つまり、今回の法律案の中にテロをどうやって防ぐかという問題がありますが、テロ以外にも、こうやって外資が入つてくるという可能性もあるわけです。電力の事業というのは何らかの形で守られているはずなんですが、どういう形で、外資が参入してきてもうまくコントロールする、そういうような状況になつて、大臣からまずお聞きをいたしたいと思います。

○中川国務大臣 日本は原則自由でござりますけれども、その事業あるいはまた国家的見地から、例えば外資の持ち株比率の規制等がされている業種というのが幾つかあるわけであります。例えば、先日来づつと話題になつておりました放送法なんというのは、あれは放送法で外資は二〇%未満ということになつておりますし、いわゆる業法でもつて規制している部分もいろいろございます。それから一般的に、いわゆる外為法、これの別表みたいな形で規制されているものもござります。

この電力会社につきましては、外為法の方で安全保障上の問題の観点から規制されておりまして、一〇%を超える場合には主務大臣への事前届け出を義務づけるということで外資規制がなされております。

○河上委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時六分休憩

○細野委員 細かい議論はここではやめようと思いますが、大臣に最後にお伺いしたいと思います。

○細野委員 細かい議論はここではやめようと思いますが、大臣に最後にお伺いしたいと思います。

○河上委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。中山義活君。
○中山(義)委員 お食事も終わりまして皆さん元気が出たところで、質問をいたしたいと思います。

まず、時代に合つた質問からさせていただきますが、昔、エンロンという会社がありまして、日本の自由化にうまく乗じて、日本の電気を生産する側に、または電気をどのようにうまく商売として考えるかということで参入しようとしてきたと。いう話もありますし、最近は、外資がその国のエネルギー、そういうところまでしつかり参入をして何かしようというような動きがあるかもしれません。つまり、今回の法律案の中にテロをどうやって防ぐかという問題がありますが、テロ以外にも、こうやって外資が入つてきてから混迷としている部分があるわけですね。しかし、エネルギーというものは、これはやはり国家百年の計に基づいてやつてしまふべきものだと思つてます。

○中川国務大臣 日本は原則自由でござりますけれども、その事業あるいはまた国家的見地から、例えば外資の持ち株比率の規制等がされている業種というのが幾つかあるわけであります。例えば、先日来づつと話題になつておりました放送法なんというのは、あれは放送法で外資は二〇%未満ということになつておりますし、いわゆる業法でもつて規制している部分もいろいろございます。それから一般的に、いわゆる外為法、これの別表みたいな形で規制されているものもござります。

この電力会社につきましては、外為法の方で安全保障上の問題の観点から規制されておりまして、一〇%を超える場合には主務大臣への事前届け出を義務づけるということで外資規制がなされております。

○河上委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。中山義活君。
○中山(義)委員 お食事も終わりまして皆さん元気が出たところで、質問をいたしたいと思います。

まず、時代に合つた質問からさせていただきますが、昔、エンロンという会社がありまして、日本の自由化にうまく乗じて、日本の電気を生産する側に、または電気をどのようにうまく商売として考えるかということで参入しようとしてきたと。いう話もありますし、最近は、外資がその国のエネルギー、そういうところまでしつかり参入をして何かしようというような動きがあるかもしれません。つまり、今回の法律案の中にテロをどうやって防ぐかという問題がありますが、テロ以外にも、こうやって外資が入つてきてから混迷としている部分があるわけですね。しかし、エネルギーというものは、これはやはり国家百年の計に基づいてやつてしまふべきものだと思つてます。

○中川国務大臣 日本は原則自由でござりますけれども、その事業あるいはまた国家的見地から、例えば外資の持ち株比率の規制等がされている業種というのが幾つかあるわけであります。例えば、先日来づつと話題になつておりました放送法なんというのは、あれは放送法で外資は二〇%未満ということになつておりますし、いわゆる業法でもつて規制している部分もいろいろございます。それから一般的に、いわゆる外為法、これの別表みたいな形で規制されているものもござります。

この電力会社につきましては、外為法の方で安全保障上の問題の観点から規制されておりまして、一〇%を超える場合には主務大臣への事前届け出を義務づけるということで外資規制がなされております。

○河上委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。中山義活君。
○中山(義)委員 お食事も終わりまして皆さん元気が出たところで、質問をいたしたいと思います。

まず、時代に合つた質問からさせていただきますが、昔、エンロンという会社がありまして、日本の自由化にうまく乗じて、日本の電気を生産する側に、または電気をどのようにうまく商売として考えるかということで参入しようとしてきたと。いう話もありますし、最近は、外資がその国のエネルギー、そういうところまでしつかり参入をして何かしようというような動きがあるかもしれません。つまり、今回の法律案の中にテロをどうやって防ぐかという問題がありますが、テロ以外にも、こうやって外資が入つてきてから混迷としている部分があるわけですね。しかし、エネルギーというものは、これはやはり国家百年の計に基づいてやつてしまふべきものだと思つてます。

○中川国務大臣 日本は原則自由でござりますけれども、その事業あるいはまた国家的見地から、例えば外資の持ち株比率の規制等がされている業種というのが幾つかあるわけであります。例えば、先日来づつと話題になつておりました放送法なんというのは、あれは放送法で外資は二〇%未満ということになつておりますし、いわゆる業法でもつて規制している部分もいろいろございます。それから一般的に、いわゆる外為法、これの別表みたいな形で規制されているものもござります。

この電力会社につきましては、外為法の方で安全保障上の問題の観点から規制されておりまして、一〇%を超える場合には主務大臣への事前届け出を義務づけるということで外資規制がなされております。

でも、我々は、もうちょっとよく考えてみると、中国だつて、今、東シナ海を見ていたつてすごい気合いが入つていて、ある意味じゃ、本当に国を挙げて何かやろうというような、そういう気迫が見えるんですよ。それからアメリカだつて、イラクで戦争して、結果的には、あれは石油というもの、エネルギーというもの、そういうものに相当頭があつたのではないか。

ということは、全体的に考えてみると、アメリカのやつていることは、ベネズエラだとカナダだとかいわゆるメキシコ湾だとかカスピ海とか、最近はどこにでも手を打つて、石油というものに手をつけていますね。これは、石油が将来枯渇していくとかいろいろなことを考えながら、エネルギーというものに対して相当集中力を持つて国が政策に取り組んでいる。だけれども、どうも日本は、今まで石油やなんかについても淡泊過ぎやしませんか。

そういう面で、私どもは、今までエネルギーがうまくいってきたのは、ある意味では、石油以外に原子力というものがあつたからなのかなとも思うんですよ。しかしながら、もう今はそんな状況ではないと思うんですね。大体一バレル十ドルぐらい上がるとどのくらい日本の全体の費用がかかるかというと、何か一・五兆円ぐらいかかるといふわけです。されども、最近になって、二十ドルぐらい上がると、相当日本だつて負担があるわけですよ。

これは、石油の将来ということを考えたときに、そろそろやはり核燃料サイクル、これに力が入ってきて、もつと確固たる信念でやつていくべきじゃないかと思うんですが、その辺、大臣、どうですか。予算委員会のときにも質問したんですけども、あのときも時間がなかつたので、エネルギーに対してもつと熱のこもつた答弁をもらいたいと思うんです。

○中川國務大臣 工エネルギーは、食糧と並んで、国民が生活するあるいは産業活動する、その他さまざま面で必要不可欠な物資である。しかも、

そのエネルギーの大半は、実は日本の中で確保することができないということです。これは国家を安定的に確保していくということは、これは国家の基本的な責務であろうというふうに考えております。したがつて、エネルギーの基本計画でありますとか長期見通しでありますとか、さまざまな方針を政府としてつくり、そして、それに基づいて行政を行つてはいるところでございます。

今、中山委員御指摘のように、アメリカも、あるいはまたヨーロッパの国々も、そして中国も、それからロシアも、私はきのうたまたまロシアの産業工エネルギー大臣と長時間エネルギー問題を中心にお話をいたしましたけれども、国家戦略といふものをまずロシアの大臣は、自分たちはこういう戦略を持っているんだということを明確に私に示してくれました。日本の戦略も私の方から少しお話をいたしましたけれども、多分御指摘の面は、そういうものがあることはもう委員重々御指摘の上で、しかし、もつと国家的にきつちりみつかつかりしろという御叱正だと思い、また、重要な御指摘だと思つております。

そういう中で、一つのエネルギー戦略のポイントとしては、エネルギー源の多様化、種類の多様化と地域の多様化というものが重要なポイントであるわけでございます。そういう意味で、二度のオイルショック、あるいはその他いろいろ経験をして、日本は世界一の省エネ国家になり、エネルギー効率のいい国家になり、そしてまた、備蓄も石油に関しては百七十日程度持つてゐるということがありますから、これはもう我々の経験にのつて政策を進めておりますけれども、今後どうするのかということにつきましては、やはり石油あるいは石炭、天然ガスといった化石エネルギー、とりわけ石油依存からの脱却。言うまでもなく、電力につきましては、三十数年前六割が石油でありますし、総エネルギー量の中に占める石油の

割合も逐次減つてきているということは、まさにエネルギー源の多様化であります。そういう中で、安全というものを前提にして、長期的に、そなへてまた環境の面でも貢献できる原子力エネルギーといふものは、やはり重要な位置づけが、今後ますます大きくなつていくというふうに考えております。

そういう意味で、本日の、あるいは前回も含めて、貴重な委員会でのエネルギーに関するいろいろな御質問を踏まえながら、我々も決められた計画等々にのつとりまして、國民に安定的にエネルギーが供給できるように、引き続き努力していかなければならぬというふうに思つております。

○中山(義)委員 今お話を聞くと、いろいろなエネルギーを総合してうまく使つていくという話で、私たちも原子力発電がすべてだと言つてはいるが、それでも、多分御指摘の面から行動している姿が見えないのではないか、しっかりとしろという御叱正だと思つて、また、重要な御指摘だと思つております。

そういう中で、一つのエネルギー戦略のポイントとしては、エネルギー源の多様化、種類の多様化と地域の多様化というものが重要なポイントであるわけでございます。そういう意味で、二度のオイルショック、あるいはその他いろいろ経験をして、日本は世界一の省エネ国家になり、エネルギー効率のいい国家になり、そしてまた、備蓄も石油等の化石エネルギー、それからまた原子力発電、そして再生エネルギー、資源エネルギーと言ふ形で考えていろいろなエネルギーをやはりしっかりと使つていくということだと思うんですが、先ほどちょっとお話ししたように、だからといって、すべて日本の周辺にあるそういうエネルギーといふものに関しても、どん欲にやつていきませんとおかしなことになつてしまふんじやないかなと思うんですね。周りはすごくエネルギーに対しても、すべて日本の周辺にあるそういうエネルギーといふものに関しては、どん欲にやつていきませんとおかしなことになつてしまふんじやないかなと思います。

そういう観点で、先ほど申し上げたように、石油等の化石エネルギー、それからまた原子力発電、そして再生エネルギー、資源エネルギーと言ふ形で考えていろいろなエネルギーをやはりしっかりと使つていくということだと思うんですが、先ほどちょっとお話ししたように、だからといって、日本としてもやつしていくことが必要であります。

御指摘のように、各國は必死になつて今エネルギーを確保しようとしております。日本の場合は、今後急速な経済の拡大もしくはエネルギーの急速な需要増というものは想定をしておりませんから、いかにこのベストミックスを効率面あるいは環境面、安定性面でより強固なものにしていくかということでありますけれども、お隣の中国は経済の規模そのものが非常に発展をしておりませんから、確保するエネルギーの量も、これはもう大変なものでござりますけれども、お隣の中国はかといふことでありますけれども、お隣の中国はやはりエネルギーに関してはしつかり、ちゃんとそれらのものは全部とつていくとというぐらいの大きな戦略に基づいてやつていかなきやいけない。それにはやはりベストミックスというのが一つ考へ方としてあるので、この辺の理想形というの

当然あると思うんですが、それをまずどういうふうに考えているのか。

もう一つ、核燃料サイクルの中にはブルサーマル計画、徐々に希望が持てつつあるし、うまくいきそうだという感触が何となく見えてきていると

れに負けないように、日本としての、日本の国益にかなったエネルギー確保、エネルギー政策がでるべきようにしていかなければならないというふうに考えております。

そして、そのエネルギーのポートフォリオの中の一つとして、やはり高速増殖炉というものの位置づけは当然あるわけでございまして、先ほど申し上げたような種々の政府決定の方針の中でも、高速増殖炉の位置づけというものがはつきり明記されているわけであります。午前中も事務方から答弁いたしましたように、二〇五〇年の商用化を目指して、原型炉として「もんじゅ」が動くようになるわけでございまして、この高速増殖炉の位置づけというものも、二〇五〇年とは随分先の話じゃないかという御指摘もありましたけれども、早いにこしたことにはございません。

いざれにしても、高速増殖炉によるエネルギー戦略、ベストミックスの中の位置づけにあるというふうに我々は政策を進めていきたいと思っております。

○中山(義)委員 過去に答弁していて、大臣がこの間、たまたま東京電力の問題で、東京電力がとめましたね、それでしばらく原子力発電をとめて、大体年間で四・七%ぐらいの炭酸ガスが多くなったとかなんとかと答弁していましたよね。だから、そういう炭酸ガスを出すとかなんとかということからしても、簡単に電源に変えられないといいう大きな問題があると思うんですね。コストを除けば、やはりCO₂を出さない、それから安定的なエネルギーであるという面から見ても、非常に有効なものだと思うんです。ただブルサーマル計画をやればうまく燃料のリサイクルができるというだけじゃないと思うんですね。やはり「もんじゅ」までいかないと、例えば廃棄物を埋めるときも、毒性なんかについても、やはり「もんじゅ」を経た方が全然量も少ないし、毒性もどんどん減るわけですよ。そういう形でいきま

すと、今回の計画というのは、やはり「もんじゅ」にはサイクル計画というものは、まだきつちりしかねませんが、これは最終処分という言葉も出てくらると思うんですね。だから、「もんじゅ」をやらないうちは最終処分じゃなくて中間的なものなわけですよ、中間貯蔵なわけです。

そういう面ではこれは最終処分という言葉も使つて、やるんだつたら「もんじゅ」が入らなきやおかしいわけでございまして、先ほど近藤委員からも話がありましたけれども、本当に「もんじゅ」を絶対入れて、すばらしい核燃料サイクルを完成させるんだ、こういう意欲があるのかどうか、何となくわからないんですよ。ITERに手を出してみたりあつちに手を出してみたり、本当にこれ一つに集中してやつていこうという気があるのかどうか。

これは恐らく、まだ最終処分場というのは決まっていませんが、最終処分場という意味も「もんじゅ」を使ってのことだとと思うんですが、間違いないですね。最終処分場という言葉を委員会で使つたとしますね。そうしたら、この最終処分のことは、「もんじゅ」で最後に使つた後の話なのか、それとも、何かブルサーマルをやれば最終処分だと思っているのか。そんなことありませんか。その辺、ちょっとはつきりしてください。

○中川國務大臣 まず、私は中山委員の御質問だったかどうか忘れましたけれども、私、二〇〇三年のあの東電の事故あるいはそれにに関する停止によって、CO₂が四・七と確かに申し上げましたが、データ的にいうと四・九でございまして、ちょっとと数字を訂正させていただきます。

最終処分を含めたサイクルの中に「もんじゅ」が含まれているかという御質問でござりますけれども、工エネルギーの計画というのは二〇三〇年といふものを一つ見ているわけでござりますし、このサイクルそのものは、実は、「もんじゅ」が商用化するのは、先ほど申し上げましたように二〇五〇年でございますので、二〇五〇年を見据えたエネルギー計画あるいはまた原子力長期計画とかあるのはサイクル計画というものは、まだきつちりしかねませんが、これは最終処分計画というものがな

たものがないんですよね、ちょっと間違っていたら後で答弁させますけれども。

しかし、中山委員御指摘のように、最終形といいましょうか、二〇五〇年に「もんじゅ」が出てくることを前提にした最終処分計画というものがなければ、これは「もんじゅ」を計画の中の重要な位置づけとして明記しているわけでありますから、当然、最終処分を含めた、サイクルの中に「もんじゅ」というものが入つた、それを前提とした計画に、その時点で、それが視野に入ってきた時点できつて、やるんだつたら「もんじゅ」が入らなきやおかしいわけでございまして、先ほど近藤委員からも話がありましたけれども、本当に「もんじゅ」とおりでござりますけれども、若干補足をさせていただきます。

○中山(義)委員 「もんじゅ」の場合は、単純に毒性を減らすということがありますが、来るべき水素社会ということを考えたときにも、「もんじゅ」を使って水素をつくるというような計画もあるやうに聞いています。だから、私は、「もんじゅ」というものに対して相当重点を置いてやつてもらわなきやならないんですね。だから、さつき、近藤委員のように、何だか知らないけれどもITERに手を出したり何したり、何か、大丈夫か、本当に集中してやつているのか、こういうような問い合わせだとうに思うんですね。今回の核燃料サイクル、これは、当然「もんじゅ」が入つて、来るべき水素社会、いわゆる水素を使った新しい動力を今度は前面に出していくべきです。

だから、あのマンモスだって、飾つてありますけれども、あのマンモスははつきりして出てきましたか? これはやはりブルサーマルから解けて出てきましたか? これはやはり、そういうことを警告してマンモスは出てきたわけですよ。おまえらも、人間も今に絶滅するぞ。そういう意味合いであれを見ないと、ただ、ああ、マンモスだ、できないとかと言つていたんじゃ、だめなんで、やはりのマンモスはなぜ出てきたのかぐらいいのことは皆さんもそれを判断して、そういう面では、地球温暖化というのが大変大きな問題であることが多いとかと言つていたんじゃ、だめなんで、やはり

この原子力社会というものをしつかり見据えてやつていくことが大事なんですね。

だから、そういう面で、本当に何か、今ちょっとお話を、いや三十年、四十年、五十年先の話だとはつきり、長官、ここへ来てはつきり言つてくださいよ。

○小平政府参考人 大臣からお答えを申し上げたとおりでござりますけれども、若干補足をさせていただきます。

まず、高速増殖炉の位置づけでござりますけれども、これはけさほどの御審議でもお話をございましたように、以前の計画に比べますと高速増殖炉の進捗状況はおくれておりますけれども、先般、資源エネルギー庁におきまして、原子力委員会の新計画策定会議の場で、二〇五〇年ごろ商業ベースでの高速増殖炉の実用化を目指すという长期的な展望のもとにこれから原子力政策を進めるべきであるということを申し上げ、これが論点整理に取り入れられたところでござります。

お話しのとおり、高速増殖炉の機能をいたしましては、一つはやはりブリティッシュをふやしていきます。一つは、数百年以上にわたる燃料の確保ができるということ。それから、核種変換ということができるということ。それから、核種変換ということで、先ほど高レベル廃棄物のお話をございましたけれども、半減期が短いものに核種を変換できるという能力も高速増殖炉の使い方によつてはござります。今考えております最終処分につきましては、これは高レベル廃棄物、再処理した結果出できますものをガラス固化体にして最終処分するというのも当然にあろうかと思います。

また、水素につきましても、増殖炉によりまして生産することは可能でございますけれども、これもかなり先のことと申しますので、その間の技術開発

に応じてきちんと研究開発あるいは実用化に向けての対応を、国と民間企業で協力して取り組んでいくことが必要であるというふうに思つております。

○中山(義)委員 今お話をありましたけれども、ちょっとこちらに元文科大臣もいらつしやるんですが、原研とそれから「もんじゅ」をやつてきた人たちとうまくやつてもらつて、水素を生み出すのも、片一方は千度だと言つて片一方は五百度なんですが、そういうようなことも含めて、やはりこれはしっかりと核燃料サイクルというのは組み立てを、子供にでもわかるように、小学校五、六年の教科書に核燃料サイクルというのはこういうことだというふうに、教科書を見たらすぐわかる、そういうふうにしてもらいたいと思うんですね。でなきや、いつまでたつても、これは議論していくも何かよくわからない。だから、もっと、本当に小

学校の教科書ぐらいに載せてくださいよ、もうそろそろ。これは確立したんでしょう。今回、そうやつて安全委員会でもこの方向でいくといふうに出たら、もうこれを確立してくださいよ。それに向かって頑張つていつてもらいたいと思うんだね。何だか知らないけれどもまた動いたりなんかする、そこに、なぜそういうことが起こるかといふと、やはり原子力の安全性とというような問題が出てくるわけですね。

安全性というのも、私は飛行機に乗りますけれども、飛行機が絶対に落ちないということはないと続くぐらのコントロールができるはずなんですが、安全委員会や保安院の皆さんもまずこのことをしつかりやらなければ、原子力発電そのものが信頼されない。

安全性に関しても、人間ですから、交通安全の週間なんかあるじゃないですか。ああいうのと同じように、一ヶ月に一回ぐらい、そういう安全点検の日とか安全何とか週間とか、それから、やは

り同時に、原子力の有効性とか有用性とかそういうものを知らしめる、そんな日をつくつてやつたらどうかと思うんですね。

とにかく、これからこの計画がうまくいくかいられないかは、安全性なんです。それはコントロールできると思うんですね。その辺、コントロールできるということをここで言つて、それから、それが緩まないよう、現場の気持ちがいつも引き締まるようにこういうことをやるということを、ちょっと保安院長、言つてください。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

中山委員御指摘のとおり、原子力の推進の大前提出は安全の確保でございまして、私どもも大変重要な使命を帯びているというふうに考えております。

す。

御指摘のとおり、この世のプラントで絶対安全

というのにはございません。問題は、リスクをいかに最小限に極限まで縮めていくのかということです。

ございまして、そのためには、最新の科学技術と安全規制の考え方ともどんどん高いレベルを目指して向上させていく。こういう考え方方が大事だといふふうに考えております。

また同時に、今御指摘のとおり、原子力の安全

に携わる原子力発電所の現場の方々とすることも含めて、日々、安全に向けての考え方というものを拳々服膺させるような、そういう機会も持つて

いくことが大事だと思つております。

トロールできるというものですよね。ですから、この放射能というのも、しっかりと管理すれば、

への理解促進あるいは意識の高揚という形で、いろいろな形での啓発活動にも携わっております。

こうした形で、安全意識の高揚も図りながら、同時に、地元の皆様にも私どもの日ごろの行政の方というものを御説明し、また御意見をういうこともあわせて進めてまいりたいというふうに考えております。

○中山(義)委員 今、安全は、こういう科学的などなものでも絶対というのはないということです。本当に、絶対はないけれどもコントロールはできるというような話だったというふうに思うのですが、そのためには、やはり人間の気持ちが大事で、どこか緩んだらダメだと思つんですね。しかも、今まで見ていて、原子力に携わっているいろいろな、パイプ一つにしても、新品でなければ危ないんだ、頭の中でそういうようないろいろな考え方があつたと思いますが、そうじゃなくて、やはり、それが安全なのかということをもうちょっと的確にわかるようにしてもらいたいと思うんですね。

あれは二十年たつていてから危なくて、これは新品だから危くない、そういう考え方じゃなくて、本当に危くないのはどういうことなのか。つまり、維持基準であるとか、そんなものもやはりしっかりとやつてもらいたいし、何より現場の人気が気持ちが緩むことのないようにしてもらいたいので、そういう面で、今、そういう交通安全と同じような何かそういう週間をつくつて気持ちを引き締める、そういうことをやつた方がいいんじゃないかな、こういうことをお話ししたんです。

ある時期に必ずいろいろな事故やなんかの話が出てくるわけですよ。そういうときも的確に、今回の美浜のやつでも、大変な事故ですよ、大変なけれども、私ども、毎年五月は原子力エネルギー、安全月間というふうに定めておりまして、現場で

長年安全に携わって貢献のあつた方を、原子力エネルギー安全実務功労者表彰ということで、経産大臣表彰を実施しております。また同時に、私どもがすべての原子力施設に赴きまして、安全規制

れども、これは、では放射能が漏れたのかというのとは違うんですね。

だから、やはりこの安全性に関して、安全性というものは人間がコントロールできるんだ、制御できるんだ、そういう信念とその実証をしっかりと国民に示すことが大事だったと私は思うんです

が、今までどうもその辺が、報道によつておかしくあつた形で、安全意識の高揚も図りながら、同時に、地元の皆様にも私どもの日ごろの行政の方というものを御説明し、また御意見をういうこともあわせて進めてまいりたいというふうに考えております。

○中山(義)委員 今、安全は、こういう科学的などなものでも絶対というのはないということです。本当に五十年先を見据えて、百年先を見据えて、ちゃんと「もんじゅ」もしっかりと組み込んで、来るべき水素社会をつくつていくとかそういうことができるというような話だつたというふうに思つたがが緩まないよう、現場の気持ちがいつも引き締まるようにこういうことをやるということを、ちょっと保安院長、言つてください。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

中山委員御指摘のとおり、原子力の推進の大前提出は安全の確保でございまして、私どもも大変重要な使命を帯びているというふうに考えております。

す。

○中川国務大臣 先ほどから中山委員から何度も御指摘にありますように、何のためにエネルギー政策、エネルギー行政をやるのかという観点か

が、「もんじゅ」というものの、高速増殖炉というものが、まあ、二〇五〇年といえば、私も生きているかどうかわかりませんけれども、かなり先の話でございますが、一刻も早く実用化というか商用化できるようにしていくことによって、エネルギーのベストミックス体制をさらに強化できるよう努力していきたいと思いますし、また引き続き中山委員の御指導をお願いしたいと思います。

○中山(義)委員 ありがとうございました。私の短い三十分の質問を終わります。

○河上委員長 次に、奥田建君。

○奥田委員 民主党の奥田でございます。

皆さん、こうやつて大局から見たといいますか、エネルギー政策の話が弾んでおりますけれども、私の方は、法案の方に準じた審議をさせていただきたいというふうに思います、地道になりま

平成十七年四月二十二日

ただ、きょうも午前中に細野議員の質疑がありまして、私も質疑を聞きながら、ちょうど石井紘基先生が生きていらつしやつたころに、こういった特殊法人あるいは公益法人の問題を毎回のように追及しておりました。私も、そのとき新人で、少し一緒に仕事をさせてもらつたこともありますけれども、そういうったときに、公益法人でたしか二万六千法人大らうあって、民間といいますか、民間から発生したものもありますけれども、それを追跡するという膨大な作業をどうやってやつていいこうかというようなことで、頭を悩ませる以前に、精神的な緊張をどこへぶつけているかといふようなことで、プレッシャーに押しつぶされそうになつたようなことも思い出したりしました。

やはり、今政府としてもこういつたことにしつかりと問題意識を持つていらつしやるのであれば、もちろん政府もそして行政も絡んでつくつてきた組織ではありますけれども、こういつたものも、しつかりと問題意識を持つてやつていただきたいなど。

私どもも大臣も、きょう見た資料で持つ意見といふのは一つの感覚にすぎない部分でもありますけれども、やはりそういう感覚の中で聞いた数十分の話の中だけでも、おかしいんじゃないか、そういう感覚が大臣の方であるということは、まだ私は一つの救いがあるというふうに思いました。反対に、だれとは言いませんけれども、組織の中にある方から見たら、言いわけをしなきゃいけない、そういう話を聞いていれば、やはり霞が関の常識が世間の常識と大きく乖離してしまつて、そのことに気づいたり、あるいは是正をしていくという意欲が欠けているんじやないかなといふふうに思います。

最初に、五十年近い昔の話を聞かせていただきます。日本のウラン開発の歴史を刻んできた人形の方の話でございます。

まし、私も質疑を聞きながら、ちょうど石井紘基先生が生きていらつしやつたころに、こういつた特殊法人あるいは公益法人の問題を毎回のように追及しておりました。私も、そのとき新人で、少し一緒に仕事をさせてもらつたこともありますけれども、そういうったときに、公益法人でたしか二万六千法人大らうあって、民間といいますか、民間から発生したものもありますけれども、それを追跡するという膨大な作業をどうやってやつていいこうかというようなことで、頭を悩ませる以前に、精神的な緊張をどこへぶつけているかといふようなことで、プレッシャーに押しつぶされそうになつたようなことも思い出したりしました。

やはり、今政府としてもこういつたことにしつかりと問題意識を持つていらつしやるのであれば、もちろん政府もそして行政も絡んでつくつてきた組織ではありますけれども、こういつたものも、しつかりと問題意識を持つてやつていただきたいなど。

私どもも大臣も、きょう見た資料で持つ意見といふのは一つの感覚にすぎない部分でもありますけれども、やはりそういう感覚の中で聞いた数十分の話の中だけでも、おかしいんじゃないか、そういう感覚が大臣の方であるということは、まだ私は一つの救いがあるというふうに思いました。反対に、だれとは言いませんけれども、組織の中にある方から見たら、言いわけをしなきゃいけない、そういう話を聞いていれば、やはり霞が関の常識が世間の常識と大きく乖離してしまつて、そのことに気づいたり、あるいは是正をしていくという意欲が欠けているんじやないかなといふふうに思います。

最初に、五十年近い昔の話を聞かせていただきます。日本のウラン開発の歴史を刻んできた人形の方の話でございます。

今は核燃料サイクル機構の環境センターですとか、それがあつて、それもいろいろな燃料サイクルのプラント開発技術とかそういうたつ研究の使命を岡山の地では終えて、閉鎖、解体の準備に入っているというような話を聞いております。ただ、こういつたウランの採掘ということでは輝かしい歴史を刻めなかつたわけなんです。私どもが小学校のころは、日本にも人形峠にウランのすばらしい資源があるんだよということを教科書に堂々と書かれて、いまだにそれがやはり頭の中に残つている。

今、さきに中山義活先生の方から教育の分野でということも話がありましたけれども、やはりそいつたときに、素直な気持ちで、先生も世の中も教えてくれることはみんな正しかったと思つて、教育の影響というのは物すごく大きいんだなとということを改めて感じますし、確かに今のエネルギー政策、こういつたところも教育の中で入つてもいい分野だというふうに思います。

私もいろいろなことは言いますけれども、原子力の基幹電源、ベース電源としての重要性というものはしっかりと認めて、今政府も目指している

禁止命令ですか、そういうことが言われて、サイクル機構側が今度、県の禁止命令に対して提訴をしているというような状況であります。

今、本當の、原子力事業者の、燃料サイクルの部分とは違いますけれども、国が原子力開発の歩みの中で一番最初に手をつけていたところの問題というのがやはり解決されていない。物としては三千立米、土としては膨大な量ではありませんけれども、そういうたつ残土処分、これがきちんと行われないということで、報道もされ、また、地域の方とのあつれきも生んでいるということがあります。

ちょっとと話がそれました。人形峠の方に戻りました。人形峠の方は、ウラン採掘は一九五六年ごろ、大体私どもが生まれる前ですから、そんなときから十年くらいで採掘の任務は終えて、そ

かなか実行されないまま、昨年、裁判において敗訴、判決確定といった形で、中身を大分はしよりましたけれども、昨年のことからいえば、裁判で國側といいますかサイクル機構側が敗訴して、そ

して、今は、撤去しないのであれば制裁を科すとすれば、禁止命令の取り消しを求めまして、鳥取地裁に對し提訴を行つてあるところでございます。

しかししながら、この提訴に対する司法判断といふのが確定までに相当の期間を要することも推測されますので、これと並行しまして、他の場所への搬出につきましてあらゆる角度からその可能性を探るなど、残土の撤去に向けて、現在、鋭意努力をしています、そういう状況にございます。

○奥田委員 そのまま、座つてゐる暇はないと思動について話し合ひが持たれておりますけれども、それも、県の方から移動禁止命令、持ち込み禁止命令ですか、そういうことが言われて、サイクル機構側が今度、県の禁止命令に対して提訴をしているというような状況であります。

今、本當の、原子力事業者の、燃料サイクルの部分とは違いますけれども、国が原子力開発の歩みの中で一番最初に手をつけていたところの問題というのがやはり解決されていない。物としては三千立米、土としては膨大な量ではありませんけれども、そういうたつ残土処分、これがきちんと行われないということで、報道もされ、また、地域の方とのあつれきも生んでいるということあります。

ちょっととこの問題に関して、文部科学省の方からひとつ、今現在の新しい報告というものを聞かせていただきたいと思います。

○森口政府参考人 御説明申し上げます。

今先生の方からお話をございましたとおり、昨年末の最高裁による判決を受けまして、その当事者である核燃料サイクル開発機構は、現地での措置が基本ということで、残土の撤去を命じられた

の後、濃縮でありますとか製錬工場でありますとか、そういうたつ任務をしていただいていたわけであります。ただ、鉱山跡地の問題がやはりいま

なときから十年くらいで採掘の任務は終えて、その後、濃縮でありますとか製錬工場でありますとか、そういうたつ任務をしていただいていたわけであります。ただ、鉱山跡地の問題がやはりいま

なときから十年くらいで採掘の任務は終えて、そ

の対応につきまして、まずは、やはり核燃料サイクル開発機構が、当事者として責任を持つて、司法の判断に従つてウラン残土の撤去先を見つけるということが大前提ではございますけれども、文部科学省といつてしましても、原子力の研究開発利用は国民の理解を得つつ進めるべきということであり、このような状況が長期化することについては、望ましいということでもございませんの

で、早期解決に向かまして適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○奥田委員 あともう一つ、別の側面の問題もはらんでいると思うんです。地区だけではなくて、やはり地域行政との協調した行動がとれない。例えは、鳥取県知事に禁止命令を出される。私は、

そんな、搬入の禁止命令がどういった理由でなされたということを詳しくは知りませんけれども、先ほど、福島の原発がとまっちゃったところとの話とかありましたけれども、国として、住民の説得、それは和解という形が一番望ましいことだと思います。だけれども、その前に、地域の県知事とか、あるいは、今回は市長とかは関係ないですけれども、そういった方々が阻止する側に回ったりといふことは、一体どういうことなのかというふうに感じたりするんですよね。鳥取県知事あるいは岡山県知事との話し合いとその見解、また、それについての文科省としての考え方、受け取り方といふものも、ありましたら聞かせていただきたいと思います。

○森口政府参考人 本件につきましては、やはりサイクル機構が当事者ということでございますので、まずは、やはりサイクル機構に全力を尽くして対応してもらいたいというふうに考えてございます。

しかし、この問題につきましては、先生もお話をございましたように、長い経緯のある、複雑化した問題でございますので、文部科学省といたしましても、何ができるか、よく状況を見きわめて、適切に対応していきたいというふうに思つてございます。

○奥田委員 今、サイクル機構が当事者である、それは事実でもあるんでしょうけれども、問題解決のために、うまくいかないときには文科省として、あるいは政府として、もっと大きな協力体の中で問題解決のために努力するということは当然あるべきことだというふうに思つてます。

では、これは今まで、文科省としてどのくらいの、局レベルの話でずっとまとまっているのか、みんな、報道もされていることですから、副大臣や大臣のところ、あるいは省庁を超えての問題意識としての共有というものの、あるいは解決の糸口を探るというようなことが行われているのかどうか、ちょっとと聞かせていただきたいと思います。

○森口政府参考人 先生の御指摘につきまして

は、省内におきましては、大臣まで、この状況の問題、十分御説明申し上げてございます。また、関係省庁とも話をしながら、サイクル機構の当事者としての努力について何が支援できるか、そういったことも含めて、省内的に議論はしているところでございます。

○奥田委員 この問題ばかり引きずつているわけにはいきませんので、そろそろ打ち切りますけれども、すぐにここで大きな健康被害が生じたとか、あるいは何かの物的損害が起きてということではないんですけども、やはり後処理、しかも、一つの事業がもう終わって、人形峠の地から核燃料サイクル機構の方も撤退しようというときに、後始末だけできないでそんな問題が残つているということは、これは大変な不祥事と考えていただきたいんです。

大きさは違うかもしれませんけれども、前の平沼大臣が、原発がとまつたときに地元へ行つて、一生懸命地元の説得のために動いていたという姿なんかは、ある意味、大きな役割を背負つた方として尊敬できる行動であったというふうに私は思つています。ぜひ、こういった問題解決のために、恥ずかしい話だから外に出さないでおこう、そういう意図ではないでしょうか、それは早く解決することが、また周りのすべてのことは、がうまく回つていく、そういう一つの要件にもなると思います。

○奥田委員 こういうことを、何キロか、低レベルの廃棄物の感覚でいいですね、そういうものを三千立

中で問題解決のために努力するということは当然あります。

では、これは今まで、文科省としてどのくらいの、局レベルの話でずっとまとまっているのか、みんな、報道もされていることですから、副大臣や

大臣のところ、あるいは省庁を超えての問題意識としての共有というものの、あるいは解決の糸口を探るというようなことが行われているのかどうか、ちょっとと聞かせていただきたいと思います。

○平田大臣政務官 お申し越しのことはよく私も

理解はできますが、当省的に申しますと、これは納得いかれないと思いますけれども、この鉱山につきましては、経産省としては、鉱山保安法令の適用を受けて適法である、こういうことでございましたけれども、事態としては大変憂慮すべき、あるいは何かの物的損害が起きてということではありますけれども、事態としても見守りつつ、そしてまた、文科省からも申されましたけれども、いつときも早い撤去等につきまして、我々サイクル機構の方も撤退しようというときに、後始末だけできないでそんな問題が残つているといふことでもございますので、その結果も見守りつつ、そしてまた、文科省からも申されましたけれども、いつときも早い撤去等につきまして、我々サイクル機構の方も撤退しようというときに、後始末だけできないでそんな問題が残つているといふことは、これは大変な不祥事と考えていただきたいんです。

大きさは違うかもしれませんけれども、前の平沼大臣が、原発がとまつたときに地元へ行つて、一生懸命地元の説得のために動いていたという姿なんかは、ある意味、大きな役割を背負つた方として尊敬できる行動であったというふうに私は思つています。ぜひ、こういった問題解決のために、恥ずかしい話だから外に出さないでおこう、そういう意図ではないでしょうか、それは早く解決することが、また周りのすべてのことは、がうまく回つていく、そういう一つの要件が指摘もされていますけれども、一つの原子力政策、それは私どもも含めてになるかもしれませんけれども、そういう大きな事業、そして、どこかで御迷惑をおかけしたりすることもある事業でもありますし、そういう中での協力体制が地方も含めてできる姿を築いていただきたいというふうに思います。

それは、法案の方に入らせていただきたいと思います。どうも、文科省の方、どうぞお引き取りください。

まず、クリアランス制度というものが今回の法案で出てきました。私も環境関係での廃棄物の話をよくさせていただくんですけれども、確かに放射性廃棄物は、そういう廃掃法の範疇外といつたところで、排出者の自己管理の部分に任されてる組織だと言わると、やはり、こんな、原子力の関係の問題の中で一番小さな問題を解決できな

いところが一番先端の大きなものを担えるのかと

いうことになつてくるというふうに思つてます。

○平田大臣政務官 もし大臣、副大臣、政務官から御感想か御意見がありましたら、聞かせていただきたいと思います。

○奥田委員 御丁寧にお答えをいただきまして、ありがとうございます。

ここで、推定の中の話ですから、小数点三位以下

のところはいいんですけども、大体数%、それも五%以下、二、三%ですか、それが対象にな

るというふうに聞こえたかと思います。

そんな中で、それでも、何万トン単位という万

トン単位の話になつてくる。ほかの、では、今

原子力発電所がなくて、いろいろの廃棄物とかそ

ういったものが年間大体どのくらい出てくるのか

などというようなことは、部署が違いますから御存じないということなんだと思いますけれども、全

部足してもそれだけにはいかないんじゃないかなというふうな、もちろん、レベルと扱いが違うと、いうのは当然の話でありますけれども、それだけ大きな量が出てくるものを、何とか再生あるいは一般廃棄物に近い形としての適正処理に持つていただきたいというのも、当然出てくる話だというふうに思います。

ただ、一般の方あるいは外からは、大変この制度に不安を持たれていることも事実であります。やはり原子力政策全般と同じように、そういった放射能、そして核に対するアルギーの部分に対する説明責任というものが必要になってくると思います。

法案の中ではないですけれども、経済産業省も発表した中で、原子力事業者が、こういった制度が定着するまで、ここから出るようなクリアランス制度の中に入るような廃材の方は電力業界内を中心再利用していく方向だということを表明されて、それも経済産業省さんの口を通して表明されたと思いませんけれども、この制度が定着するまでの間という言葉、あるいは業界内で再利用するというものが現実にできるのか。もし、簡単にできることならずっと続けていただいた方がありがたいんですけど、ちょっと、今、期間のことを再利用の方法について簡単に御説明をいただきたいと思います。

○三代政府参考人 ただいまのクリアランス制度についての御質問でございますけれども、まず、クリアランスレベルと申しますのは、さまざまなものも提案ははつきりされていると思うんですけど、もう少しですね、それがコンクリートであれ、鉄骨、プラント材であれ、そういったものが溶鉱炉の中に入つて出てきた後も、そういうものが自分たちの事業の中で使われていくとかいうような、完全に監視体制と追跡体制のもとで出てくる社会的な定着と、それを取つてしまつたときの定着とは全くつきましては、その事業者の測定、評価について、国により厳格に監視また確認されております。このため、クリアランスレベル以下であることが確認されたものにつきましては、その再利用や処分を行う際には、放射線防護上特段の措置は不要であるというふうに考えております。

他方、ただいま御質問がありましたように、クリアランス制度が社会に定着するまでの間は、国

民に信頼感を持って受け入れてもらうための取り組みが必要であるというふうに考えております。このため、原子力事業者では、クリアランスされたものについて、みずから率先して、電力業界を中心に社会の理解を得つつ再生利用などを進めることとしております。

例えば、金属であれば鉄筋や鉄骨として、また、コンクリートであれば埋め戻し材、路盤材として再生利用することが考えられるが、再生利用率の具体的な内容は現在検討中であるというふうに承知しております。また、再生利用あるいは処理の際の最初の搬出先については、自主的に把握するというふうにしております。

原子力安全・保安院いたしまして、今後、このようなクリアランスされたものの安全性あるいはクリアランス制度の実施状況などについて、積極的な情報提供、理解促進に努めながら、適切な時期に原子力安全・保安部会などの場において、広く関係者の御意見を伺いつつ、制度の定着状況について判断していく。その中で、やはり時期についても検討していくというふうに考えております。

○奥田委員 業者の方は、別に使い道とかそういうものも提案ははつきりしていると思うんですけど、もう少しですね、それがコンクリートであれ、鉄骨、プラント材であれ、そういったものが溶鉱炉の中に入るまでなかなかできていません。

○三代政府参考人 ただいまのクリアランス制度についての御質問でございますけれども、まず、クリアランスレベルと申しますのは、さまざまなものが溶鉱炉の中に入るまでなかなかできていません。もし、いろいろな材料が、それがコンクリートであれ、鉄骨、プラント材であれ、そういったものが溶鉱炉の中に入るまでなかなかできていません。八百トンのものが再処理工場へ入っています。八百トンのものが再処理工場へ入つて、加工工場からは年間百トン強が出ている。そうしたら、その差というのは一体何になつて、どこにどういう形で残るのか、あるいは利用されるのか、ということがよくわからない。その再処理工場へ入つた後の使用済み燃料というの再処理工場へ入つた後も、そういうのが自分たちの事業の中でも使われていくとかいうような、完全な監視体制と追跡体制のもとで出てくる社会的な定着と、それを取つてしまつたときの定着とは全く違つて、国により厳格に監視また確認されております。

法案で出てきている、法案で制限されていることというのは、普通の廃棄物でも今ちゃんと管理票のものとの制度ができるわけですから、管理票のもとでちゃんとどこへ持つていったか追跡をしていますというのを、当然のことであつて、その後にどういうものに変わつてどこで使われているか、クリアランス制度が社会に定着するまでの間は、國

るというトレーサビリティの履歴管理、そこまでしっかりと電力業界の方々もできることだと思います。法案には、ここに関してはクリアランス制度についてのことでしっかりと書かれていますけれども、その先の、一般廃棄物になつて、その後は口出ししないというだけではなくて、そういったしっかりとした管理体制という、制度についてのことを今までしっかりと書いてあります。

○奥田委員 ウラン酸化物としての貯蔵というかれてますけれども、その先の、一般廃棄物になつて、その後は口出ししないというだけではなくて、そういうたしかにした管理体制という、制度についてのことを今までしっかりと書いてあります。

私は思いますので、そういったところをしっかりとやつていただきたいというふうに思います。

次に、原子力燃料のサイクル、流れについてのお話をさせていただきたいと思います。

皆さんからのお話やあるいは省庁からの話でも、毎年、現状でいえば一千トンほどの使用済み燃料が出て、そのうち、六ヶ所村の再処理工場が稼働し出せば八百トンくらいがそこに行くんだよ、そして、二百トンぐらいいは再処理工場の能力からオーバーフローする分になるから中間貯蔵という手段になるということは、何回も聞かされることはあります。

ところが、今、青森県の方から、許可申請を受け取つて出してもらったMOX燃料の加工工場、こちらの方の生産能力が百トン強というふうに聞いています。八百トンのものが再処理工場へ入つて、加工工場からは年間百トン強が出ている。そうしたら、その差というのは一体何になつて、どこにどういう形で残るのか、あるいは利用されるのか、ということがよくわからない。その再処理工場へ入つた後の使用済み燃料といふのは、使える分はいいけれども、使われない分、一年間のフローの中では出でこない分はどういう形で残つていて、説明をいただきたいと思います。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。

六ヶ所再処理工場において、使用済み燃料から高レベル放射性廃棄物を分離し、有用物質であるウランとプルトニウムを回収いたします。このウランはウラン酸化物の形態で回収され、専用のウ

ラン酸化物貯蔵容器に充てん、封入された後、ウラン酸化物貯蔵施設で保管、貯蔵される予定でございます。

○奥田委員 ウラン酸化物としての貯蔵というかれてますけれども、その先の、中間貯蔵ともいろいろな言葉が出てくるわけですよね。保管でも、今はもう原子力発電所内でも何千トンと

いうものがあつて、それは何という呼び方で保管するのか、仮貯蔵ですか仮保管ですか、中間貯蔵というのはまた別の、もう少し安定した形のものだ。今のウラン酸化物いうのははどういうもので、何という呼び方の貯蔵なのか。やはりこれだけ何千トン単位になつてくるはずです。そぞういつところの整理というのがなかなかできないなかつたり、あるいはちょっとごつちやにされたり、何かは表に出ないで伏せられていたりといふようなところがあるので、やはり透明性という中で、何という呼び方の貯蔵なのか。やはりこれだけ何千トン単位になつてくるはずです。そぞういつところの整理というのがなかなかできません。

いつのところの整理というのがなかなかできていなかつたり、あるいはちょっとごつちやにされたり、何かは表に出ないで伏せられていたりといふようなところがあるので、やはり透明性という中で、何という呼び方の貯蔵なのか。やはりこれだけ何千トン単位になつてくるはずです。そぞういつところの整理というのがなかなかできません。

それと、こういったフローの図を、大臣も私どもも何回も見せていただきたいと思っています。それでも、こういつたフロー一つ一つがきちんと稼働していかないと、全部とまつちゃつたりする。理想的だけれども、ある意味もろさを持つたものだというふうに思うんです。

先ほどの塩川先生の話にもあつたMOX利用というものが、やはり政府の見通しというものが出てはいますけれども、現状を見ると、すごい甘い、計画の幅の中で一番楽観的なものが出ています。今、原子力発電所の設置状況と同じように、ある程度悲観的といいますか、いろいろなリスクが現実化してきたときのものという中でつくられている計画ではないというようなことなんかも見ると、やはりこのMOX燃料が本当に消化しているのかということに一番近いところの、この核燃料サイクルがちゃんと回るのかということの問題点があると私は思つてます。

ちょっと大臣の方に、ひつくるめて、今最終処分や中間貯蔵というこれからまたやつていかない部分はありますけれども、大臣としての、核燃料サイクル全般の中で今一番大臣の頭の中から離れないんだ、あるいは一番こういうところで少し心配している部分があるけれども乗り越えていかないかやいけないというような思いがありましたら、聞かせていただけませんでしょうか。

○中川国務大臣 先ほどから奥田委員が御指摘になられているように、これはサイクルとしてぐるぐる回っているわけありますから、最初にウランを燃やして出るエネルギー、そしてその使用済み燃料を再処理してMOX燃料にして、プルサーマルにしてということを何回か繰り返すことになると思いますし、そしてまた、それによって廃棄物が中間貯蔵、そしてまた最終処分ということになつていくということが一貫してなされ得いかなければならぬわけでございます。

今回のサイクルは、再処理を中心としたバックエンドについて御審議をいただき、そのための資金の別管理というようなこと、あるいはまた、安全管理あるいはクリアランス、廃炉の処分の問題等々が法律上の問題になつていてありますけれども、そのほかにも、今の段階できちっとした見積もりが出ない部分につきまして、中間貯蔵の部分でありますとか最終処分についても、きつとしたり形でこれから早急に続けていかなければならぬというふうに思つております。したがつて、どの部分がよくてどの部分はほうつておいてもいいんだということではなくて、こういうサイクルの完成形が大事でありますし、そして、どの部分においても安全に、安定的に稼働して、国民にきつとした電力エネルギーを供給できるというシステムが完成することが私にとりましての最大の関心事項でございますので、あえて言えば、どの部分も安全に、無事に、一日も早く稼働して、そしてサイクルとしての機能を発揮してもらいたいというふうに考えております。

○奥田委員 終わります。どうもありがとうございました。

○河上委員長 次に、鮫島宗明君。

○鮫島委員 民主党の鮫島宗明です。BSEの質

問しかできないんじやないかと思われるのもしゃくなものですから、きょうはちょっとと核燃サイクルの質問をさせていただきます。

私は、核燃サイクルの推進は国策なのかそれとも電力事業者がみずから行う事業なのか、そういう前提のもとで幾つかの質問をさせていただきました。

電力自由化の環境の中で余り過度な負担を事業者に強いることは、国民にとつても事業者にとつてもよろしくないという立場から聞かせていただきます。

本題に入る前に、きょう、皆様方のところに一枚、日本全体のエネルギーフローの図をお配りしておきました。これは、東大の工学部の平田先生、今芝浦工業大学の学長さんをやつておられる

平田先生のライフワークなんですが、これを見て

いたくと、何を見ていたかといふと、左からちょっとと来たところに、発電用とくつて

あるのと非発電用、これはパーセントで書いてあ

ります。それから、全体の幅がエネルギーの総量。それから、右の方で大きくくつてあるのが、損失エネルギーと有効利用されているエネル

ギー。

ですから、一九七五年と一九九八年を比べてい

ただくと、発電用の比率が大変ふえていて、二七・五五だったのが四三%というふうになつています。

ところが、一方で有効利用のエネルギーの

パーセントは、一九七五年の三七%，九八年も三四%と若干悪くなつていて、三分の二は捨てていま

す。ところが、原子炉等規制法では、六ヶ所再処理工場における再処理を法律上は義務づけてはおりません。

○鮫島委員 六ヶ所におけることは義務づけてい

ない。

いや、全量再処理は義務ですか、法的義務ですか。

それから、六ヶ所におけることがさらに義務づけられているのかと聞こうと思つたんだけれども、全量再処理も義務じやないんですね。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

日本の特徴です。何が先進国かというと、日本は

省エネ機器先進国で、システムとしてはおくれて

いる。電力会社が電力だけ供給し、ガス会社が熱だけ供給する、てんでんばらばらに一本立てでやつてることがこのむだの多さにつながつている。

それに対して、鉄腕アトムでも何でもいいんであります。夢の二〇××年に、熱電同時供給、コージェネレーションとか燃料電池の普及によって有効利用のエネルギーが四五%まで上がつたとすれば、これが三番目の図ですが、これだとエネルギーの供給総量は、一九九八年に比べて七〇%。つまり、この有効利用エネルギーをふやすだけで三〇%の総量の減少が図れる。

ですから、地球温暖化の問題を考えるときに、原子力の推進でというのももちろん一つの考え方ですが、より大きいのはこの有効利用エネルギーの比率をいかにふやしていくか。これはぜひ、中川大臣もこういう視点をお持ちいただけると大変ありがたいと思います。

本題に入ります。

核燃サイクルの推進は国策なのか、電力事業者がみずから行う事業なのかということに関係して、三十分しかないので手短にお答えいただきたい

んですが、使用済み燃料は全量再処理しなければいけないという法的義務は事業者にあります

いませんが、使用済み燃料は全量再処理しなければいけないという法的義務は事業者にあります

でしょうか。イエスかノーカで。

(委員長退席、高木(陽)委員長代理着席)

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

原子炉等規制法では、六ヶ所再処理工場における再処理を法律上は義務づけてはおりません。

○鮫島委員 六ヶ所におけることは義務づけてい

ない。

いや、全量再処理は義務ですか、法的義務ですか。

それから、六ヶ所におけることがさらに義務づけられているのかと聞こうと思つたんだけれども、全量再処理も義務じやないんですね。

○松永政府参考人 お答え申し上げません。

再処理そのものを法律上義務づけておりません

で、当然のことながら、全量も再処理するとい

うことも義務づけてはおりません。

○鮫島委員 経済産業省を初めとして、私は電力会社をはじめないでほしいんですが、特に関西電力です。

私はきのう、関西電力に対して、二〇一〇年まで各電力会社で十六から十八のプルサーマルを実施するということが繰り返し語られていますけれども、その中にはおたくの二基も入っていますよと、関西電力さんに。それは二〇一〇年までに導入できるということを今の段階で言えますかと

いうふうに関西電力に聞きました。ぜひ役所の方はいじめないでほしいんですけど、何て答えたかと

いうと、当社にとって美浜三号機の事故再発防止が最優先課題であり、プルサーマルを含め、その他の計画はすべてとまつてあります。したがつて、見通しはどうかと問われれば、今のところございま

せんとしか申し上げられないというのが関西電力のお答えです。

私は、東京電力も同じことだと思います。したがつて、十六から十八基でプルサーマルを二〇一〇年導入するというのは、現時点で既に不可能

でしょう。そういう中で、再処理工場が二〇一〇年の五月、MOX燃料加工工場が二〇一四年の四月から商業運転を開始するということになつていま

すが、このアンバランス。それから、外國から戻つてくる分も含めて、こういう形でどんどん再処理を始めると、プルトニウムの余剰在庫という危険性があるのでないかと思われますが、その見通しはいかがでしよう。ちゃんとほけるかどうか。今の関西電力の回答を踏まえてですから、午前中の答えと違うはずですよ。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

関西電力の点につきましては、先ほどお話をございましたように、美浜の事故、それまでは、高浜におきましてプルサーマルができるだけ早く実施

するということで関西電力は進めておられたわけ

でございますけれども、美浜での事故によりまして、現在、先生御指摘のとおり、地元との調整が

中断していることは御指摘のとおりでございま

他方で、私どもが関西電力から現時点での伺つておりますお話をいたしましては、現時点におきましても、関西電力、從来からの方針として、高浜発電所の二基、統いて大飯発電所でプルサーマルの実施に向けて具体的な計画の検討を進めるという点については、変更はないというふうに私どもは承っております。

したがいまして、私どもいたしましては、二

〇一〇年に向けて各電力会社努力をしていただきて、プルサーマルの拡大に努めていただきたいと思います。

○鮫島委員 官尊民卑という言葉があつて、役人に対しては、怖いからというかしようがないからそう言わざるを得ない。私どもの方には、今のところございませんという回答が返ってきてる。だから、そういう無理に言わせた返答を積み重ねて核燃サイクルの見通しを立てても、私はどうせうまくいかないだろうというふうに思います。

余り急がずに、無理づくりにせずに、私は基本的に反対しているわけじゃないんですよ。ベース電源としては原子力が一番すぐれていると思うし、あぶない範囲でいかに上手にやっていくかというのが大事だと思いつく。それが本当に大事じゃないか。電力会社に堅実に進めることが大事じゃないか。電力会社に余り過度な負担をかけてはいけない。電力自由化の中でも十分競争力も維持できる。そういう条件は何かという立場で聞いているので、誤解しないでいただきたいと思います。

○鮫島委員 持てる。では、MOX燃料は核物質防護規制の対象になるでしょうか。○松永政府参考人 核物質防護規制の観点からの炉規制法の改正を今御審議いただいておりますけ

れども、具体的な対象をどうするかということにつきましては、今後DBTを策定するという中で最終的には明らかになると想いますけれども、MOX燃料の具体的な所在をどうするかということは、そういう意味では基本的には対象になり得るのではないかと考えております。

○鮫島委員 いや、所在がどうこうなんというんじゃないなくて、核物質防護規制の対象になりますか

これは、だつて、MOX燃料が滞留することが非常に懸念されているわけですよ。だったら、これが対象になるかどうかによつて、この法律なんか審議できませんよ、はつきりしていないと。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。
〔高木（陽）委員長代理退席、委員長着席〕

対象になります。（発言する者あり）

○鮫島委員 三分ほど返してほしいけれどもね。

当たり前だと思います。

○鮫島委員 三分ほど返してほしいけれどもね。

そうすると、これは結構微妙で、核物質の防護規制の対象になるものを余剰で持つてもいいといふふうにさつき言つたんですが、それでいいんですね。

○小平政府参考人 先ほど舌足らずでございましたけれども、利用目的が明確である限り余剰のMOXは持てる、こういうことでございます。

○鮫島委員 では、利用目的が、いつになるかは

わかりませんが、プルサーマルとして二十年以内ぐらいに利用するつもりです、そういう、かなり遠い将来の利用目的でも構わないんですか。

○小平政府参考人 その点につきましてはこれまでも原子力委員会で議論になつたことがございますけれども、これまで費用として見積もつてい動き出したら、これまで費用として見積もつて新たに新たな費用が出ます。これは電力料金に足しますということになつていてると思うんですが、それでいいんでしょうか。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

これまで、従来の税制では二つだけが対象の費用になつておきましたけれども、六ヶ所工場でウラン試験も始まるということで、対象の費用が明確になつたということで、費用の対象を拡大いたしております。

他方、対象になります費用につきましては、從来は使用済み燃料全体というところでございましたけれども、今回は、六ヶ所の再処理工場で再処理されるものを対象にいたしまして税制措置をとる

際的に一番安心される仕組みだと思います。まあ、ここを深入りしていると時間がなくなるので、ただ、ここどころは問題だと思いますよ。

逃げの言葉で、利用目的がはつきりしていればと

いうのがまくら言葉でついているんですが、これをするんでしょうか、電力料金に。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。

ことしの十月という意味ですね。そうすると、まだ六ヶ所は動いてない、実際に再処理は行われてない、MOX燃料の加工工場も動いてないという中で、この新たな四項目についてのお金を電力料金に足して取り始めている

ことだと思いますが、実は、今たまっている使用済み燃料は、これまでに使つた電気を起こしたためたまつてある燃料であつて、その積んでおいた処理費が足りないから今の人から取るというの

は、過去に使つた電力料金に本来乗せられるべきものを今の人から取ると、逆に、もうちょっとわかりやすく言えば、ガソリン税を取つていただけども、環境なんかに使わなくちゃいけないのでどうも今の税では足りない、もうちょっと取らなくちゃいけない、ついでに五十年ぐらい前までさかのぼつて取りましょうというのに似ているんだと思いますよ。ずっとこの間、三十年ぐらいの間でおいた処理料では足りない、したがつて、過去に使つた電力で出たごみだけれども今のやつから取ろうというのは、おかしいんじやないですか。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

現在の電気料金でございますけれども、御存じのとおり、これはいわゆる総括原価料金制度をとつておりますので、電気料金は適正な原価に基づいて算定をされるということになつておりますので、合理的な見積もりができない費用につきましては、従来、政府いたしましては、原価として電気料金に含めることを認めてこなかつたという

ことですござります。昨年の八月に取りまとめられた総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の中間報告においては、従来、政府いたしましては、原価として電気料金に含めることを認めてこなかつたという

るでしょうか。

○松永政府参考人 核物質防護規制の観点からの

まで合理的な見積もりができなかつた先ほど申し上げましたような費用、例えばT.R.U.廃棄物の処理処分費用、あるいは再処理施設の廃止措置費用等についても、電気事業者が提示をした費用試算が合理的であるというふうに判断されたわけでございます。

合理的な見積もりができ、適正な原価というふうに整理されたわけでございますので、これらの費用につきましては、その費用の発生の原因となりました原子力発電による利益を享受したもののが、受益者負担のもと、負担することが適當であるというふうにされたところでございまして、現在の需要家はこのような利益を享受したものであるということで、電気料金として回収をするといふことにしたものであります。

○鈴島委員 よくわからぬ。後で議事録を読んでみます。

今度、電気事業者が内部で留保していた積立金を資金管理法人に移しますということになつてますが、今、電力事業者が留保しているお金は二・八兆円というふうにきのう聞きましたけれども、海外で再処理を随分した、七千トン運んで、ほぼもう六千トンぐらい終わつてあると思いますが、これに払つたお金というのはこの積立金の中から払つたんでしようか。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。

使用済み燃料の海外再処理に要する費用につきましては、現行の使用済核燃料再処理引当金制度の対象となつてございます。したがいまして、これは、原子力発電に伴う不可欠の事業であるバッケンド事業の一部という観点で、発電コストの一部をなすということで、受益者負担のもと、電力会社が需要家から電気料金としてこれまで回収してまいりました。

○鈴島委員 今、二・八兆円積んであります、これを十五年かけて資金管理法人に移しますというがこの法律の趣旨でしよう。この二・八兆円の中に、あるいはこれと別に外国の分はもう払つてあつて、この二・八兆円から外国にも払わなく

ちやいけないということなんですか、それともそれがどうなんですかといふことです。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。

二・八兆円の中には海外の再処理費用が入つてございますが、これまで再処理したものについてはもう取り崩してございますので、そこから必要な支出はもう行われているということでございま

日本原燃の資産は一切担保に入つてない。つまり、電力会社におんぶにだっこでやつてもらつているわけです。

そして、さらにそのほかに日本原燃は、電力会社から、建設分担金、再処理工場の建設分担金、少しは持つてくださいよということで、一千億円別枠でこれはもらつていますね。それからさらには二トーン分の再処理を依頼した、生でいうと七千トントン分依頼したと思いますが、では、そのうちどのくらいの分までは払つてあるんですか。何割ぐら

いわけです。先食いの最たるものだ。それで、先食いで苦しくなつたものだから、これ以上電力会社にたかろうと思つてもなかなか出でこないといけない、したがつて、たんすに入っている金を資金管理法人に移しておかないと取

りつばぐれるんじやないかというおそれでつくつたのがこの法律じゃないかというのが私の解釈なんですが、この再処理の前受け金一兆円弱、九千五百億円程度、これはさつき言つた二・八兆円の中に入つてゐるんですか。

○小平政府参考人 お答えを申し上げます。

ただいま御質問の前受け金につきましては、これは電力会社の資産ということで引き続き計上さ

れているということでございます。

○鈴島委員 そうすると、二・八兆円のこの中に

入つてゐるということでいいんですね、今の答えは。

○小平政府参考人 二・八兆円には入つております。

せん。

○鈴島委員 入つていなければ、これは、

だつて再処理のコストですよ、一兆円。これは、

では、どこで使うの。

○小平政府参考人 やや会計上のテクニカルな話で恐縮でございますけれども、二・八兆円は負債でございまして、前受け金は資産であるということで、別々に計上されているということでござい

ます。

○鈴島委員 これは使つちゃつたんですけど、それともまだあるんですか。再処理前受け金として日本原燃に置いてある一兆円弱は、あるのか使つかないのか。これは使つちゃつたんですけど、それともまだあるんですか。再処理前受け金として日本原燃に置いてある一兆円弱は、あるのか使つかないのか。

ちやつたのか。これは使つちゃつたはずですよ。

○小平政府参考人 お答えを申し上げます。

これは、先ほど申し上げましたように、経理上は資産ということで計上されているわけでございりますけれども、実際には六ヶ所の処理工場に充てられてゐるというふうに思います。

○鈴島委員 これはどういうことかというと、六ヶ所の再処理工場をつくるのにえらい金がかかっちゃつた、七千億でできると思つたら、三倍の二兆一千億かかつちゃつた、お金が足りない、したがつて、処理費を前払いしてください、それはM.O.X.燃料でお返ししますという話になつていて、十年分使つちゃつたわけですよ。この再処理工場で。

ですから、こういうかなり粉飾決算、あるいは五百億円しか売り上げがないのに、長期の借入金が一兆あり、それからそうやって使つちゃつたお金も一兆ありというので、これは下手したらいつ吹つ飛ぶとも限らないぐらい危ない経営状態だと思いますが、これは、国は日本原燃の経営にタッチしているという自覚があるんですか。それはつまり、日本原燃が何をするかというのは、ほとんど経済産業省が手とり足とりでがんじがらめに縛つてやらせてているんじゃないですか。それはつまり、核燃サイクルの推進が、建前は電力会社の自主裁量だと言いつつ、実は国策としてやつてある。しかし、金は出したくないものだから、電力会社が自主的にやつてゐる事業だと。これは小泉民営化の典型的みたいなもので、内容は縛つておきながら、民間がやることだからといつてお金は出さない。

日本原燃の経営に関与してゐるという自覚はあるんですか。この経理状態、どうするつもりですか。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

再処理の事業をどのように形で行うかというとにつきましては、以前議論が行われまして、結果として、九電力が主体になつて民間事業としてこれを遂行するということで、国はこれに対してもまだあるんですか。再処理前受け金として日本原燃に置いてある一兆円弱は、あるのか使つかないのか。

必要な支援を行うという形でやつてきております。

その一環といたしまして、必要な資金につきましては政策投資銀行から融資等を行つてきているわけでございますけれども、私どもは、これはまさに国にとって必要な再処理事業を行つてきているわざでございますけれども、私どもは、これはまさに国にとつて必要な再処理事業等につきましてはこれまで注視をしてまいっておりますし、会社とも緊密な連絡をとりながら事業を進めているところでございます。

○鮫島委員 もう時間なのでそろそろ締めますけれども、これだけ日本原燃も幾らお金がかかるかわからないような経営内容になつちやつていて、真水は一錢も出していないんだけれども、政策投資銀行から融資してやつたからいいだろうという話ではないと思いますが、とにかく大変な経営状態になつていて、日本原燃が吹つ飛びと、東京電力だけで七千億円の損失を抱えなくちゃいけないというぐらい大変な状態です。

そのほかに、この再処理費用も、どうも当初見積もりよりも大分かかる。それから、ブルサーマルもそう簡単に進みそうもない。そういう中で、しかし、おくれによつてその間に生ずる費用も電力会社に全部背負わせていくと、ボディープローのよう非常にきいてきて、電力会社は大変体力を失うと私は思いますよ。

もし大手の外資か何かがつぶれかけた九電力のうちの一個を買ひ取つて、うちでは再処理は、アメリカならアメリカで自分で持つて帰つて直接処分するから六ヶ所なんか出さないよと言われたつて、法律的にはとめるすべがないわけですよ。あるいは、電力会社によつては、うちでは六ヶ所に出すよりはフランスに出した方が値段が半分だからそつちへ出したい、あるいは、ヤードの中にスペースがあるから、五十年ほどは再処理に出さないで中間貯蔵しておきたい。そういう選択肢は認めなんですか。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。この点につきましては、從来から九電力との間

で緊密に協議をしながら、今後は六ヶ所の再処理工場で処理をするという方針でまいっておりますので、私どもといたしましては、引き続きこの再処理工場での再処理ということでお願いしたいと思います。

○鮫島委員 電力会社がやる、民間がやる事業だと言いつつ、そのやり方については国が大変強く縛つているということはよくわかつたと思います。けさから電源特会の話が幾つか出ていますが、私は、あの特会を、ある意味では少しは電力会社が喜ぶような使い方をする必要があるんじゃないか。

その中の一つに、中間貯蔵のとらえ方ですが、これは将来の燃料だというふうに思えば、核燃料質の備蓄ということで、石油やなんかと同じように、備蓄としてのお金が特会の性格からいつでも出せるんじゃないかというものが一つです。午前中も、御答弁で、何かいい考えがあつたら教えてくれと言つていたようですね、それが一つ。

それからもう一つは、やはり「もんじゅ」の話で、先ほど中山さんからもちゃんとやるべきだというのがありました。世界的に見ても、どうもあの金属ナトリウムというのが非常に反応性が激しくて、あれを使つていて限りなかなか実用化は難しい、何かもうちょっと安定して反応性の穏やかない熱伝導体を探したいというのが原子力関係の技術者のテーマになつていています。

そういうところに思い切つて予算をつけるとか、今の中間貯蔵を備蓄というふうに考えてお金を出すとか、余り地域対策でコンパニオンの費用まで持つというようなことじゃなくて、そういう使い方もぜひ考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○河上委員長 次に、吉田治君。

○吉田(治)委員 もう時間も過ぎておりますので、一点だけ、この法案の最後におきまして、大臣から御意見なり答弁なりいただきたいなと思つておりますのは、この審議を通じて明らかになつ

たことは、エネルギー政策、原子力政策というのまさに国が率先しなければならない。各知事がおいでであつても、それは法律的権限はない。結果としては知事が持つてある道路の使用権限だとか港湾権限、それで嫌がらせを受けないためにはめすかしてあると言つても言い過ぎではないかなどいう部分もあつたと思います。

ですから私は、所管大臣として大臣の御決意は何度も聞きました。しかし、郵政の民営化ばかり言つてゐる総理大臣のエネルギー政策、だとか原子力にかかる決意というものを、ぜひともどこかで明らかにしてもらいたい。そうでないと、国民は納得もしないし、各知事も、やはり総理が言うんだつたらこれは本当の国策なんだという部分は何度も聞きました。

これは必要だと思うんですけれども、どういうふうに大臣お感じになられるでしょうか。それと言つていたようですね、それが一つ。

それからもう一つは、やはり「もんじゅ」の話で、先ほど中山さんからもちゃんとやるべきだというのがありました。世界的に見ても、どうもあの金属ナトリウムというものが非常に反応性が激しくて、あれを使つていて限りなかなか実用化は難しい、何かもうちょっと安定して反応性の穏やかない熱伝導体を探したいというのが原子力関係の技術者のテーマになつていています。

総理はエネルギー政策をきつちりやるべきであるということで、例えば、現時点において非常にエネルギー依存度の高い中東地域の安定のために貢献を一生懸命しているところでもござりますし、また、東シナ海につきまして、これは内閣の問題、大変御労苦されても、やはりそういうことを含めて、総理みずからがエネルギーの問題は国策である、いや、安全保障について大事なものである。大臣が、中国の問題、また中近東の問題、大変御労苦されても、やはりそういう理解はできていないと思います。やはりそういうことも、そして発言も身中も割いてしていく必要があると思います。

美浜の事故の問題も、やはり国民はまだ納得、理解はできていないと思います。やはりそういうことを含めて、総理みずからがエネルギーの問題は国策である、いや、安全保障について大問題であります。私は不幸である。場合によれば、予算委員会なりこの委員会なり、またこの国会において、エネルギーを主要テーマとして総理出席のものとの議論をいま一たびしていく必要があるということを最後に強く申し入れまして、質疑を終わらせていただきます。

○河上委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○河上委員長 これより両案に対する討論に入ります。

○吉田(治)委員 討論の申し出がありますので、これを許します。塩川鉄也君。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表して、再処理工法案と原子炉等規制法改正案、両案への

反対討論を行います。

これらは破綻した核燃料サイクル再処理路線を強引に進めるもので、我が国のエネルギー政策

上、重大な禍根を残すものであります。

積立金法案反対の第一の理由は、この法案の前提となる再処理路線が、一連の原発事故、不祥事への眞の反省もないまま、経済性・技術安全性などあらゆる面で国民の不安と疑問を解消するものとなつておらず、国民的合意形成に逆行するものだからであります。

第二は、核燃料サイクル処理費用の根拠はあるものであるからです。再処理等総費用は根拠のない過小見積もりであり、電気料金を通じた国民の負担額については、法案で示すとともに、電気事業法の省令だけで自由に値上げする仕掛けになつております、認められません。

続きまして、規制法改正案であります。

日本の原子力の研究開発・利用は原子力基本法に基づき、平和目的に限り、自主・民主・公開の三原則に依拠し、行われてまいりました。核物質防護については当然厳格に実施すべきものであります。この大原則を堅持し、国民的監視によつてこそその実を上げ得るものであります。ところが、本法案はそれを阻害しかねないものであります。罰則を伴う秘密保持義務を導入することです。法案には特定核燃料物質に関する防護に関する秘密の定義がなく、質疑で明らかになつたように、恣意的に拡大運用されるおそれがあります。核物質防護を理由に安全にかかわる情報の公開が制限されるおそれがあり、重大です。

第二に、本法案と連動して、内部・従業員による脅威対策を理由に、従業員への犯罪歴・病歴の調査、公安情報の照会や素行調査などの導入が議論されていることです。こうしたやり方は、重大な人権侵害になりかねず、従業員の自覺的な対応が欠かせない核物質防護において、原子力の職場内で相互不信を招き、逆効果になりかねません。

次に、クリアランス制度の導入は、基準値を超えるものが一般の産業廃棄物に混入するおそれがあ

り、監視の仕組みなど、国民的理解を得られておりません。また、廃止措置の安全規制は、民間任せ、国責任にあいまいさを残すもので、問題です。

最後に、危険でむだな核燃料サイクルへの固執ではなく、自然エネルギーの開発、利用を本格的に促進するようエネルギー政策を根本的に転換すべきことを求め、討論を終わります。

○河上委員長 これにて討論は終局いたしました。

○河上委員長 これにて採決を終りました。

○河上委員長 これまで内閣提出、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案について採決いたします。

○河上委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河上委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○河上委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河上委員長 本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○河上委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 今後の核燃料サイクル政策の具体的な進め方にについて、高速増殖炉の実用化目標時期、それに向けたプロセス等も視野に入れつつ、将来展望を早急に示すこと。その際、望ましい官民の役割分担の在り方についても検討することとし、特に、六ヶ所再処理施設に続く対応については、核燃料サイクル政策を確実かつ妥定的に遂行するために国が果たすべき役割について明確にすること。

二 核燃料サイクル関連施設の建設・運営に際しては、地元住民・自治体の理解が不可欠であることにかんがみ、国及び事業者は、事業の必要性・安全確保への取組みなどについて十分な説明を行い、地元との信頼関係の構築に努めること。あわせて、自治体が独自の基準・判断で行う行為が国のエネルギー政策の遂行方針と対立する場合における自治体の权限と責任の在り方について整理し、国策としてのエネルギー政策を円滑に推進する観点から国と自治体の関係を明確にすること。

三 六ヶ所再処理施設をはじめとする核燃料サイクル関連施設の建設・運営に当たっては、安全の確保を大前提に、地元の理解・協力を得ることに万全を期しながら、一歩一歩着実にこれを進めること。なお、再処理を巡る国際情勢が大きく変化した場合や、六ヶ所再処理場が長期間にわたり稼働停止に陥った場合など、本法律が前提としている条件に変化が生じ、制度内容を大きく変更せざるを得ない場合には、制度の在り方そのものに立ち返つて再検討を行うこと。

四 巨額の資金の安全・透明な管理という資金管理法人の業務的重要性にかんがみ、政府として、資金管理法人の指定に関して説明責任を果たすよう努めるとともに、資金管理法人に対し十分な指導監督を行うこと。また資金

管理法人の指定により天下りが行われることがないよう厳正に取り組むこと。

五 国策の基本をなすエネルギー政策全般にわたり、その円滑な遂行に遺漏なきを期するため、関係省庁間においてより緊密な連携を図ることとし、将来に向けて、政策を効果的に遂行する組織・体制の在り方についても検討を進めること。

○河上委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。併び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。併び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳しい説明は省略させていただきます。併び案文によって御理解いただけるものと存じます。

○河上委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。併び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳しい説明は省略させていただきます。併び案文によって御理解いただけるものと存じます。

○河上委員長 次に、内閣提出、核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○河上委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

制に関する法律の一部を改正する法律案

に対する附帯決議(案)

政府は、今般新たに導入されることとなる、核物質防護検査制度、原子力施設における廃止措置規制及びクリアランス制度の厳正かつ円滑な運用を図るとともに、原子力に対する国民の

なお一層の信頼を得るために、本法施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 核物質の盗取や核関連施設に対する妨害・破壊行為といった非常の事態に際し、迅速かつ実効的な対処が可能となるよう、核物質防護のためのきめ細かい計画策定をリードするとともに、日頃から公安当局との意思疎通に努めるものとし、加えて関係省庁間においての緊密な連携を図ること。

二 政府は、クリアランス制度の適正な運用を図るため、その安全基準や手続手順に関して可能な限り明確にするとともに、その運用が厳格に行われるよう事業者の監視を徹底すること。

さらに、本制度の内容や趣旨を広く分かり易く広報等を行うことにより、地元の理解に万全を期すとともに、国民の間で誤解や風評が生じないよう十分周知徹底に努めるここと。

三 政府は、長い期間を要する原子炉の解体において、その廃止措置が安全かつ適正に行われるよう十分な監督を行うとともに、今後増加が予想される原子力発電所の高経年問題に対して、その方針及び必要な安全策を早急に検討すること。

四 規制の強化や新たな制度の円滑な運用に万全を期するため、専門人材の育成・登用に一層努めるとともに、必要に応じ、原子力安

全・保安院と原子力安全委員会とのダブル チェック体制の在り方についてさらに検討すること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○河上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○河上委員長 起立多数。よつて、本案に対し附

帯決議を付することに決しました。

この際、両附帯決議について中川経済産業大臣から発言を求められておりまつので、これを許します。中川経済産業大臣。

○中川国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、これらの法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。中川経済産業大臣。

ありがとうございます。

ありがとうございました。

○河上委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上委員長 御異議なしと認めます。よつて、

(報告書は附録に掲載)

○河上委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

全・保安院と原子力安全委員会とのダブル

平成十七年五月九日印刷

平成十七年五月十日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B